

350

163

X  
複写

6 7 8 9 50 1 2 3 4 5 6 7 8 9 6

始



350

163

絶好の發展地

南洋之

大寶庫

ニユーカレドニア

無一の理想郷

スエヤ市、オー、フルノ、  
會社日本代表者（フツベ  
クル先生  
米國文學士吉川巖先生

共著

南洋之寶庫  
カレドニヤ

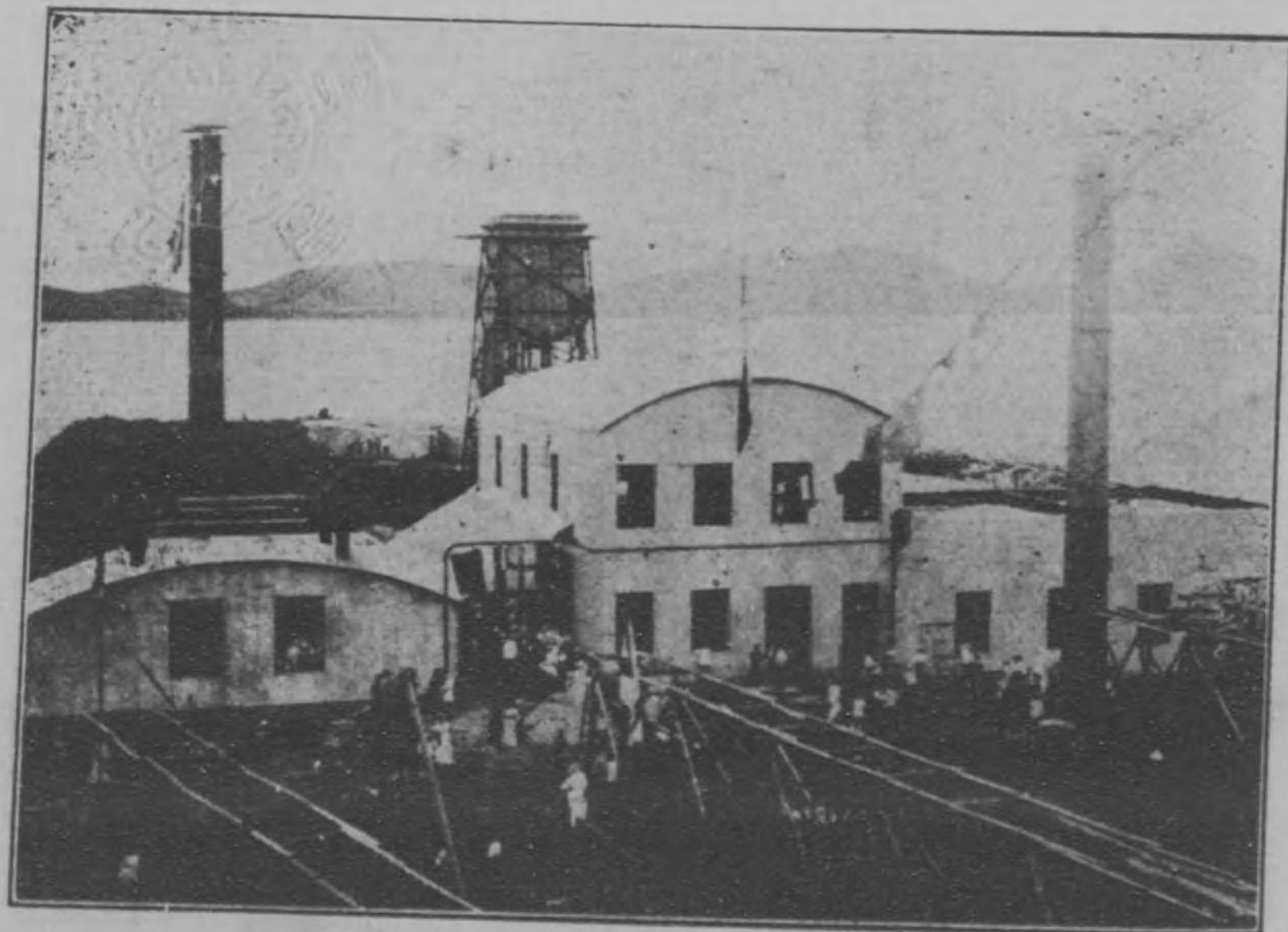


大正  
2. 11. 20  
内交

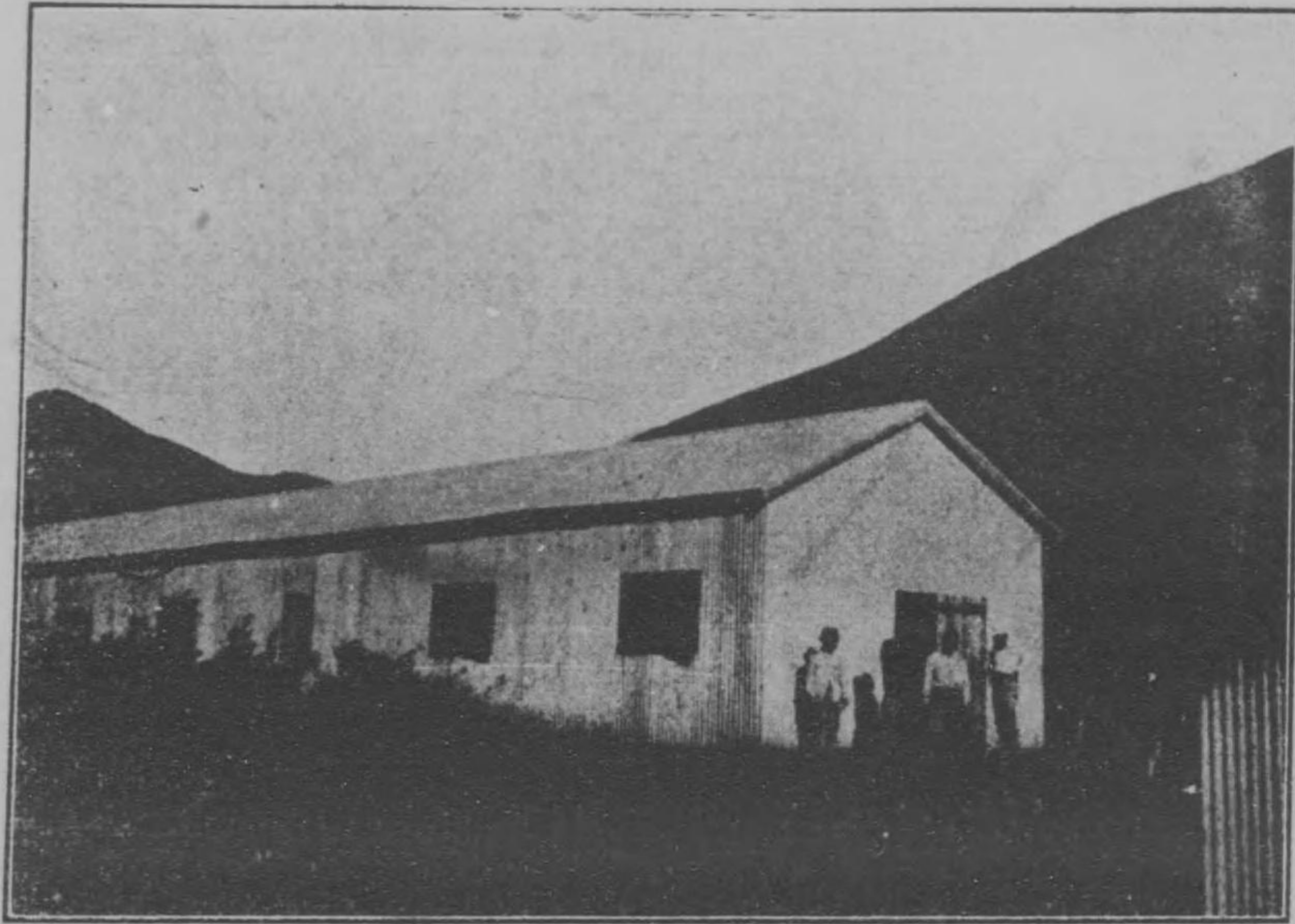
發行所  
東京  
尙  
文  
堂



況 状 ノ 堀 採 ル ケ ツ ニ



部 一 場 工 社 會 式 株 - ノ ル フ - オ ・ ア メ ヌ

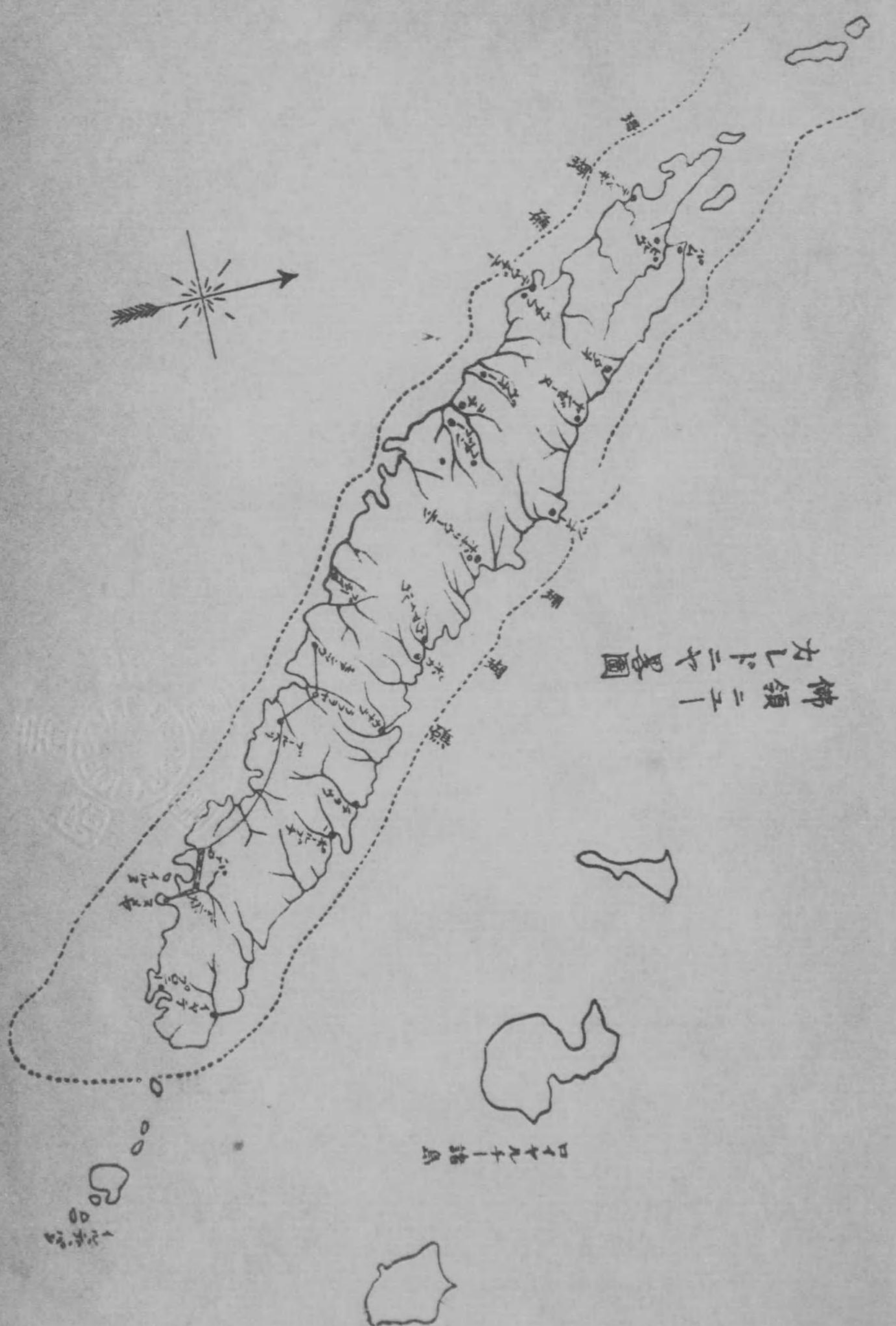


本日労働者ノ宿舎



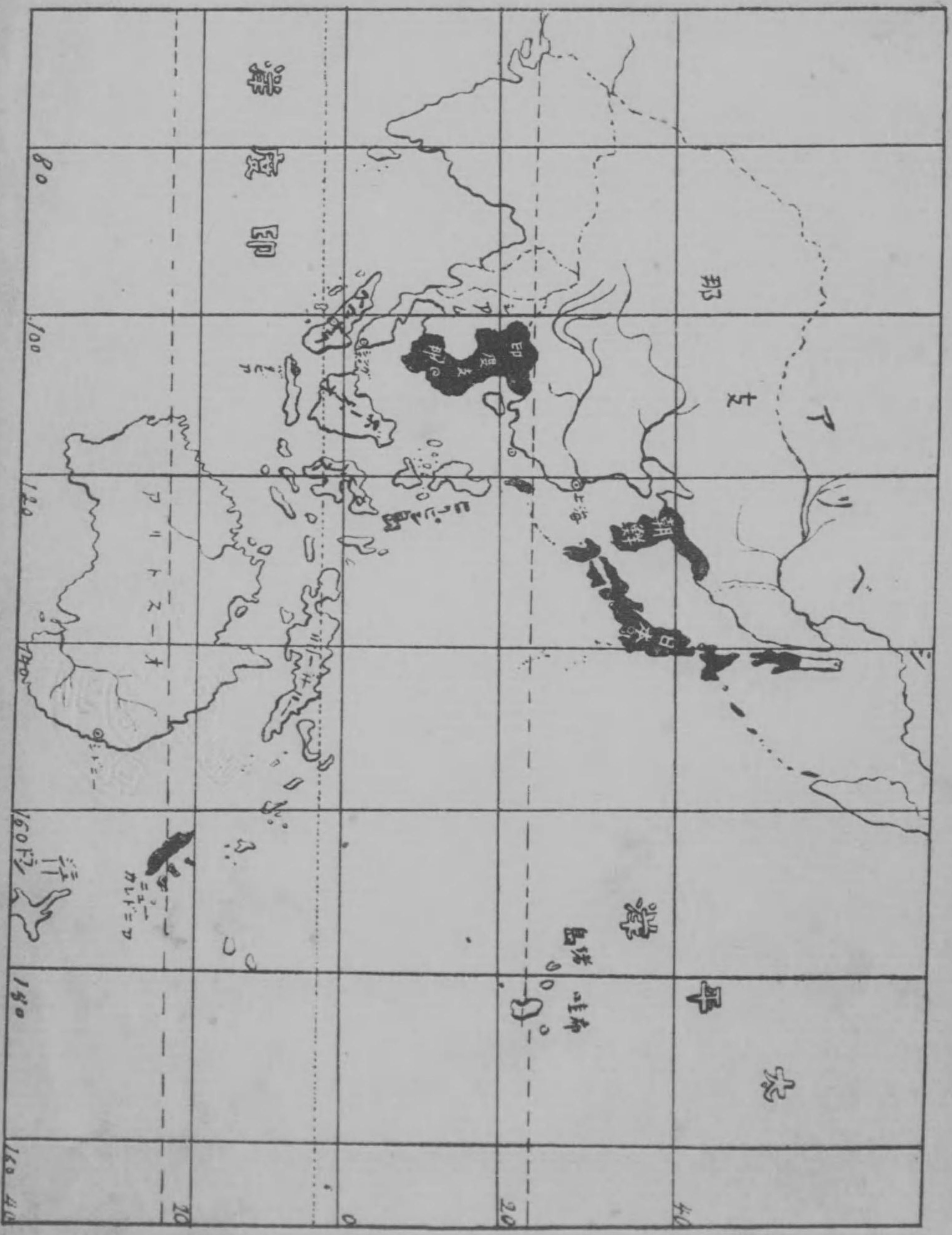
メヌア港





佛領ニ于ケル  
カシドニヤ畧圖

カシドニヤ一諸島



## 自序

我日本では年々人口が六七十萬づゝ増加しつゝあるのであるから、爰五六十年来も経過すれば一億萬以上にも達する割合である、然るに、生産的事業の之に伴ふことなく、農工商を通じて事業の計營日に増し困難にして、生活難の聲、至る所に喧々たる有様である、此窮困を救はんとするには、海外發展の道を講ずるより外はあるまいと思ふ。

然るに、北米合衆國を、始めとして、布哇、濠洲、ニュージラ  
ンド島の如き我等日本人の最良發展地とする處は、目下殆んど日  
本人の渡航が禁止されて居る、有様である、南米への渡航は現今



甚好況のやうではあるが、將來は如何になり行くか疑問である、  
又南洋諸島に於ては、支那人及馬來人等の競争が劇烈であつて、  
到底無資本では成功が覺束ない、斯くの如く、日本人の海外發展  
地は目下八方閉塞の有様であるが、獨り佛領殖民地に於ては、日  
本人を歓迎する傾向がある、即ち本書の、「ニューカレドニア島に  
於ては、三千人の日本移民がニツケル鑛山に勞働して、好成績を  
擧げ同島勞働の實權を握つて居る。  
同島は其面積殆んど我四國に等しく、地味肥沃にして植物繁茂し、  
山には、金銀銅鐵ニツケル等の鑛物多く、海には魚鱗藻介限りな  
く加ふるに氣候適順にして、冬寒からず夏暑からず、清冽なる水  
の流るゝ小河多くして、飲料水に缺乏することなく、其河畔を始

めとして山野一面美花に蔽はれ、風土病もなく猛獸毒蛇の恐れも  
なく、實に世界の別天地、南太平洋の樂園である加ふるに人口は  
僅々五萬五千人に過ぎず、而も其内二萬五千人の土民は將來全滅  
すべき運命を有して居るのであるから、實際本島の開發事業に従  
事して居るのは、一萬三千人の歐洲人と三千有餘の日本移民のみ  
である、然るに將來なすべき事業は農業漁業林業鑛業牧畜業等、  
如何なる方面に於ても限りなく多いのであるが佛國は資金に於て  
は豊富なりと雖、人口は年々減少する傾きになつて居るから自國  
の人民をこの殖民地へ移すことは不可能であつて、他國より人の  
供給を仰かねばならぬ、よつて從來支那人及黒人を試験的に使役  
したのであるが何れも雇主に満足を與ふことが出来なかつた。

然るに、明治二十五年以來佛國の大資本家「ロスチイルド家及「バラ  
ンド」家に於ては同島へ日本人を迎へしに廉潔勤勉にして實に模範  
的の勞働者たることを示した結果、今後同島を開拓する者は、日  
本移民に勝る者は無いとまで確信するに至つた、將來同島に於け  
る日本人の數が益々増加し、鑛業に、農業に、漁業に其れそれ、  
就業するに至り平和的模範の日本殖民が形成さるゝに至らば、佛  
人は益々日本移民を信用し、「マダカスカル」印度支那等の、佛領殖  
民地へも日本人を歓迎するやうになるで、あらう、斯くなれば、  
佛人は剩餘の資金を供給し、日本人は、過剰の人を供給して日佛  
間に一種強固なる、經濟的同盟が出来る譯である、更に日本人  
が文明的に「ニューカレドニア」島で成効し佛國へも多大の利益を與

へるやうに、なりたれば、從來我日本人を只戰爭好きな野蠻的人種  
なりと、誤解し排斥して來た、濠洲や「ニュー」ジラランド島も自然  
と日本人の眞價を認めて、これを歓迎するやうになるに、相違な  
いと思ふ。  
然るに今三千人の同胞が「ニューカレドニア」島に在住して居るにも  
係らず未領事館すら設置されずして保護獎勵の道としては一も備  
らざること實に遺憾の至りである。  
予は明治二十五年、吉佐移民會社が同島へ移民を輸送したる當初  
より同島の事に注意を拂ひ、好機ありたらば同島へ移住して新事  
業を起し傍、多數の移住民に對して聊かにも慰藉獎勵の道に盡  
さんことを希望せしも如何せん同島への連絡が少しもなかつたの

六  
で、空しく其志を抱いて今日に至つたのである、然るに幸にも佛人フツク氏と相知るに至つた。

氏の父君プロスベル、ホルチエネ、ブーク先生は、明治の初年本邦に渡來し、各種の學校に於て、子弟育成の任に當り、就中學習院に教鞭を執らるゝこと二十年華胃の子弟先生の教授を受けたるもの、極めて多く、本邦の學問教育に貢献し文化を助成せし恩師と稱すべきほどの人であつた。

氏等兄弟は何れも我日本に生れ日本式の教育を、受け居られるを以て、吾等同胞に等しき愛國の士である、予、氏と共に國富増殖の道、及、海外發展の事、等を、談する毎に、氏の誠意と熱心は予をして感激措く能はざらしむ、爰に氏と相談じて、此小冊子を

著すに至つたのは、佛領殖民地に雄飛を試みんとする人のために参考たらしめんがための微衷である。

此冊子を書するに當り未だ廣く世に知られざる同島の事として、材料の収集につき、非常に苦心せしが充分なる結果を得ずして、本書の記事上甚遺憾とする所多けれど、そは、目下同島へ出張中のフツク氏の歸朝を待ち細密なる研究談を聞きての後、充分補足する考である讀者乞ふ諒せられよ。

大正二年十一月

於東京寓居

吉川 巖 識

# 自序

予の父は、明治三年此風光秀美なる日本國に渡來し、東京開成學校、東京外國語學校、及學習院、陸軍大學等に奉職して教鞭を執ること三十有餘年、極めて日本好き日本最負の人であつた、依つて予等兄弟は、何れも學習院に於て純日本式の教育を受けたのであるから、國籍の上より言へば佛國國民ではあるが、精神は全く日本を我生れ故郷として、愛國の念に至つては一般の日本人に一步も譲らぬつもりである、故にこの愛する國土の爲には誠心誠意盡して止まぬ考にて久しく日佛間の貿易に従事し又數年前より、ニューカレドニヤ島ヌメヤ市、オーブルノー會社の日本に於ける

代表者として同島ニツケル鑛山へ日本の移民を輸送して居る今日迄の經過より考ふれば、同島の日本移民は先づ大成功であつて、模範的労働者として、歡迎せられつゝあるが未充分の眞價は認められずして、佛國人の大多數は、他の外國人同様日本人を誤解して居る傾向がある、今日迄、北米合衆國及布哇へ渡航したる日本人の多數は何れも永遠の希望に乏しく一時出稼の考を以て短年月の間に貯金して一日も早く本國へ歸らんとする念慮のみ盛なるをもつて眞に本國の體面を重んじ同胞の品位を高めんとする如き者なく、狹隘なる茅舎に蟄居し、衣食住に關する日常生活の如きは、全く非文明的にして日本古來の農民其儘の體裁であるがために、自然歐米人に輕侮せられ、日本人は、進化し難き一種野蠻的

十  
の人種なりと誤解せられ、排斥せらるゝに至つたのは、實に遺憾の極である、よつて、これ等の誤解を除き日本人を正解せしむるには、品性優良の模範的移民を海外に送り健實なる、日本殖民地を建設するより外はあるまいと思ふ。  
然るに日本人の海外に於ける好發展地は何れも日本人排斥の聲高くして渡航頗る困難であるが獨り佛領「ニューカレドニア」島に於ては日島人を非常に歓迎して居るのみならず、山水秀麗氣候適順加ふるに土地肥沃產物豊富にして成効疑なき地であるから、同島に過剰の日本人を移住せしめ模範的日本村を建設するは日土人の眞價を歐米各國に知らしむる良策であらうと思ふ。  
友人吉川巖氏、殖産興業の道を重んじ、育英の任に在る傍ら或は、

下總の原野に、或は、甲斐の八ヶ岳に山野を開墾し、農業牧畜の事業に苦心慘憺すること爰に二十年、余は同氏が幾多の艱苦と戦つて、終始一貫變らざる誠意と熱心に感動しこゝに相談合して「ニューカレドニア」島に日本人發展の基礎をつくることに、努力する考である。  
熱血活氣に富める青年、外征の壯圖ある勇士、時勢を憤慨する潔士、就職難に困む人、生活難に泣く人、のためにこの小冊子が幾分の参考となり得ば余等の満足とする所である。

大正二年十一月

芝公園寓居ニ於テ

ロベル、フック識

ニューカレドニア目次

第一章	緒論	一
第二章	地理	三
第一	總説	三
第二	氣候	六
第三	土地	二〇
第四	人口	三
第五	土人	三
第六	政治	六
第七	都市	三
第八	交通	六
第九	貿易	六
第三章	沿革	四

第一 本島歴史……………四

第二 柘殖沿革……………五

**第四章 産業……………五**

第一 礦業……………五

第二 農業……………七

第三 牧畜……………七

第四 漁業……………七

第五 工業……………七

**第五章 移民……………七**

第一 移民の沿革……………七

第二 労働の状況……………七

第三 生活の狀態……………八

**第六章 渡航……………八**

第一 渡航手續……………八

第二 渡航準備……………二九

**第七章 企業……………三三**

第一 見積書……………三四

第二 椰子栽培……………三四

第三 珈琲栽培……………三五

第四 護謨栽培……………三六

第五 甘藷栽培……………三八

第六 煙草栽培……………三九

第七 鳳梨栽培……………四〇

第八 養蠶……………四一

第九 養蜂……………四二

**第八章 結論……………四三**

目次終

# ニユーカレドニア

## 第一章 緒論

熟々現時に於ける世界の大勢を見るに、滔々として止むことのない人口の増加は、各國漸々其領域の狹隘なるを感じて、新に土地を得て其繁殖に備へ安全を計らんが爲めに、競ふて邊境荒涼の地に向つて遠征探検を試み、未だ占領せられざる世界の表面を割取占有せんとし、縦ひ尺寸の土地なりとも之が獲得に汲々たるの有様である。而して此の列國の領土擴張は益々昂騰して底止する所を知らずと云ふ状態であるが、今や南天北地殆んど無主の地と



二  
てはないので、列國は更に名を捨て實を取るの策に出で、新興未開の國若くは貧小弱國に向つて資本を投じ、人民を移し、其民族は天涯地角到處悠悠々として新天地に新生路を開き復た昔日の困厄を忘るに至つたのである。而も是れ單に彼等自身の幸福のみに止らず、又母國に反響して其富強を進め、其國光を揮ち、正しく禍を轉じて福となすものであつて、吾等の常に羨望に堪えない所である。

然るに翻つて我國情を見れば臺灣朝鮮を除き尙人口五千萬を有し年々の増殖七十萬を以て算せられ、國內に於ける人口の密度は世界を通じて最多の部に屬して居る、而して農民の割合は全人口の六割六分を占むるに拘らず、耕地の面積僅々五百二十萬町歩であ

つて、一戸當り九反八畝歩に過ぎない、如何に集約的農法なりとは云へ、一町歩未滿の耕地より收め得可き生産物を以て一家數口の生計を維持せんとする我が農家の困難素より論を俟たざる處である。或は本邦現耕地は總面積の十七パーセントなるに十五度以下の平地は總面積の二十六パーセントなれば、尙四百二十萬町歩餘は耕地として利用せらるゝと主張するものがあるけれども、果して如斯倍加し得るや否や大に疑なきを得ない。嘗て經濟學者リカード氏の言へる如く農業は先づ平坦肥沃なる土地より始まるものであつて、本邦に於ても尙未耕地として殘存せるものは概して土地高燥地味瘠薄なる劣等薄利の地であるのみならず、之等原野の多くは抹草及肥料用の採收地であるから、之を開墾して耕地とな

すときは、更らぬだに幼稚なる我牧畜業の發達を阻害し、益々極端なる金肥の使用を激増せしめ、我農業の基礎を危くするものにはあるまいか。論者の主張する十五度以下の原野は、概して人家より程遠からぬ處のものであつて、之を開墾すれば、殘餘の多くは人家から遠く隔つた傾斜の激しきもののみとなり、時間及勞力の關係上野草の採收は不可能となる譯であるが、如斯は我國の様な地味、地勢、農法及村落制の國では無暴の甚しきものと云はねばならぬ。次に都會に就て見るに上下滔々として華奢虚飾に流れ、業を興し産を殖すに傾心するもの寡く、各種の事業は概ね潑刺の生氣を缺いて居る。某統計學者の言に依れば、相當の教育を有し職業を得んとして得ることの出来ないものが東京市のみにて其

四

數實に數萬に下らぬと云ふことである。吾等は之に就て正確なる統計を掲げて立證することは出来ないけれども、我國の都會に於ては最早官吏、教員、銀行會社員等の需要甚だ少きに拘らず、供給頗る過多であつて、之に奉職するの甚だ困難なるは誰人も認むる處である、更に眼を工業に轉ずるに歐米諸國では機械の應用に依り勞働者の失業するもの頗る夥しく、佛國勞働局の調査に依れば千八百九十六年に於ける失業者の數は全體の七分に過ぎなかつたのに、千九百一年には七分五厘となり、千九百二年には九分増加し、千九百六年には一割一分に及び、現令佛國に於ける無職業者の數は實に五十萬に下らぬと云ふ有様である。又英國通商局の報告を見るに千九百一年には其割合二分四厘に過ぎざりしに、

五

千九百二年には四分四厘となり、千九百三年には五分一厘に、千九百六年には六分五厘に、千九百八年には八分三厘に増加して居る。我國は機械の應用、労働者の失業等未だ歐米諸國の夫れの如くでないけれども、東京大阪其他の都市に於ける各種の工業は次第に精巧なる機械を使用して、年毎に人力を省略するの形勢が歴然たるものあるばかりでなく、凡そ經濟社會の推移發展は必ず同一の階級と順序とを踏む可きものであるから、歐米諸國に於ける工業労働者の状況を以て、決して對岸の火災視することは出来ないのである、若し夫れ工業發展の前途に過度の望を屬し、之を以て限りなきの人口に限りなきの聽業を提供するものなるかの様に思惟するが如きは誤れるの甚しきものであつて、未だ當世の經濟

を談するに足らないのである。次に商業方面を見んか、都會に於ける商人の存在は既に甚しき超過を來しつゝあつて、是が爲めに一方生産者は熱心に其生産費の減少を講じつゝあるに拘らず他方消費者は之と正反對に益々物價の騰貴に苦しんで居る。而して此の間の利益は總て商人階級に獲得せらるゝものである。然らば是等商人の利潤は果して満足す可きものあるやと云ふに、其數の比較的少かりし當時は兎も角今日の如く多數に上りては、彼等相互の間に激甚なる競争が起つて、氣息奄々辛うじて其業を保ち、或は産を破り、業を廢するもの踵を接するに至るのである。如斯にして我が國家は永遠に大國民の體面を保特することが出来やうか、堂々たる列強と伍伴して國力の増進を遂げ得るであらうか、人口

八  
の過剩、生活の困難は種々の罪惡を醸し甚しきは墮胎壓殺の如き  
蠻風さへ漸く其勢を増しつゝあるではないか。然るに現時の政治  
家動もすれば蝸牛角上の争に没頭し徒らに權勢の獲得に腐心する  
のみであつて、之の大問題を忘却するが如き觀あるは、誠に痛嘆  
に堪えざる次第である。惟ふに我國の急務は飽くまでも開國進取  
の國是に則つて、内に増加するの人口を外に發展せしめ、海外の  
新天地に業を得せしむるでなかつたならば、前途の進運は安んぞ  
期して待つことが出來やう、是れ吾等が海外移民の急を提唱する  
所以である。

然らば則ち如何なる地に向つて移住せしむ可きであるか、是れ頗  
る考慮を要する所であつて、其最も重要なるは移住民の自然的要  
素である、即ち移住地を選択するに方つては、必ず先づ地理の便  
否、氣候の良否、地味の如何を詳かにしなければならぬ。如何に  
土地廣く、勞力の需要多くとも、地味確にして瘠薄であつたな  
らば、唯一時の出稼移民に終り、永住の基礎を確立することは蓋  
し不可能のことである。又溫和なる氣候に慣れた本邦人が俄かに  
印度の様な炎熱燒くが如き地に移り、或は西刺利亞の如く寒威肌  
を裂くの地に往くからは、忽ちにして健康を害し病を醸すに至る  
であらう。又南米の或る地方の様に黃熱病の如き恐る可き疫病の  
流行する地又はボルネオの如く猛獸毒蛇の棲息する地であつたな  
らば、如何に地味が膏腴であつても、我民族の移住地として之を  
選擇することは出來ぬ。次に人爲的要素として人口の密度、住民

の性質、經濟の狀態、政治の有様等も亦豫め考究するの必要がある。就中主要なるは經濟的關係であつて、利益の收得を目的とする以上は、必ず我より富裕にして、勞銀の高き處でなかつたならば、如何に自然的要素に於て缺くる所がなくとも決して有終の美果を結ぶことは出來ないのである。地味の豊饒なる、氣候の快適なる、領土の廣大なる、人口の稀薄なる我國民に取つて最良の要件を具備して居る移住地は云ふまでもなく北米合衆國であるが、不幸にして勁烈深刻の人種的感情に遮られ、一屈復た容易に伸ぶる事は出來ないのである。加奈陀の排日熱又世人の知る所の如くであつて、白人濠洲の運動は一部少數者の誇張に過ぎすと云ふも、煙の揚る所幾何かの火氣なき筈はない、然らば即ち五大洲中我移

民の好適地は南米と南洋諸島あるのみであるが、其地理的關係に於て、其歴史及人種的關係に於て、其通商貿易上の難易に徴して須らく南洋の近きより着手す可きである。而して南洋中最も氣候適順、地味肥沃、産物豊富、人口稀薄であつて、而も勞働者の需要甚だ多く、勞銀頗る高きは佛領ニューカレドニヤを推さねばならぬ。南太平洋の彼方天高うして氣澄み、水清らかにして長閑なるの處、雙手を舉げて吾等を塵くではないか、椰子の花咲き、羊群芳草に飽きて眠安らかなるの野、是れ吾等の發展を待つのではないか、安んぞ食ふに糧なく執るに職なしと啣つの愚を學ぶの要があらう、我民族は大に移住發展して、本島の開拓に従ふ可きである。

## 第二章 地理

### 第一 總說

「ニュー・カレドニア」島は「ヌーベル・ヘブリッド」群島の西南に横はれる島嶼にして、濠洲の東方九百哩、「ニュー・ジーランド」島の西北九百六十哩の所にありて、日本より直航すれば、二週間で達し得らるる距離にあり、其形は細長にして、東南より西北に延長し、南緯二十度十分より同二十二度二十六分、東經百六十一度三十分より百六十四度に位して居る、其面積は約七千六百五十方哩、略我邦の四國と同じ大きさである。

海岸線は屈曲頗ぶる多く、船舶の風波を避けるに好適なる港灣が

多く丁度我國の瀬戸内海に似て居る、元來熱帶地方の海岸は暴風の起らぬ時には極めて平穩なものである上に、本島は珊瑚礁が海岸を圍繞して居るから一層穩かである、此珊瑚礁帯は海中に自然の防波堤を築き其海岸との間隔は廣い所で、數哩狭い所は一、二哩で一條の水路を形成して居る、故に外海から襲ひ來る波濤を蔽遮つて居るから、この水路内を航行するのは、恰も池水を渡る感がある、此波靜かなる内海に舟を浮べて秀麗なる四方の風景を眺むれば、其美觀に打たれて恰も仙境に遊ぶの想ひをなすのである、山脈は全島を掩ふて居るけれども、高きも千九百メートルを越えず、内地の連山は平均高度五百メートルで海濱にあるものは、百メートルより二百メートルに過ぎぬ、低いながらも島の中央を縦

走する一系の連山があつて、分水嶺をなして居るから、全島を大別して中央連山の西方を、西海岸、東方を、東海岸と稱して居る。河流は頗る多いけれども、其流域は長くない、島中第一の大河たる、「シボア」河は、満潮に際して、河口より五六哩の上流迄舟楫を通づることを得るが、其他は皆急流であつて満潮の際、河口の邊僅かに船筏を通じ得るばかりである、此等溪流に沿ふて住居を構へたる殖民は、之を利用して其生産物を運搬す即ち干潮に際しては荷物を積み下し、満潮には積み上ぐるを常とす、爰に注意すべきは、潮の差引の迅速なることであつて、北方に於ける入江は、干潮には、僅に三十センチの深さに過ぎざるも、數時間にして忽ち二十三メートルの深になる、これが爲め不慮の災難に、罹る人も、少くない。

本島に附屬したる島々は左の六である、

(一) ロイヤルテール群島「ウーヴェア」「マレ」「リフ」を總稱したるものであつて、「ニューカレドニア」の東海岸を距る百哩の處にあり陸地の最高點僅に二百五十呎に過ぎぬ。

其面積「リフ」約十一萬五千町歩「マレ」約六萬五千町歩「ウーヴェア」約一萬六千町歩合して拾九萬六千町歩である島中には樹木鬱蒼し就中黒檀椶櫚椰子等に富んで居る、土民は概して伶俐にして進化し易き人種である。

(二) イール、デ、ベン島「ニューカレドニア」を距る四十四哩の東南にあり其面積約一萬五千町歩で海岸は一帶に森林を以て蔽はれて居る。

- (三) ウラン群島 本島より百五十哩の西北にあり榛莽荆棘を以て掩はれ海鳥が群を爲して來るから肥料を爲すべき鳥糞に富んで居る。
- (四) チェスタター、フキルド島 本島を距る五百哩の西北にある。
- (五) ワリス群島 「ビヂー」群島の東北に位し十二の小島より成つて居る此島には椰子の實、蓆等の産物がある。
- (六) ホーン群島 千八百四十二年佛國の保護の下に置かれ行政區劃上、ワリス群島の管内に屬して居る。

### 第二 氣候

世界は廣く國は多いけれども、冬寒からずして、夏暑からず、山秀で、水清く、四時共に花絶えず、其上に土地膏腴、繁茂せる緑

葉の陰には果實の甘露滴らんとし、果香はしき梢には鳥歌ひて、猛獸毒蛇の恐もない國は恐らくは「ニュー、カレドニヤ」の外にあるまい、實に佛人が「ニュー、カレドニヤ」は世界の樂園なりと推稱して止まぬのは無理からぬことである。

「ニュー、カレドニヤ」の氣候は夏期と冬期に分れて居る、十月から三月までが夏期で四月から十一月までが冬期である、夏期の最高温度華氏九十一二度、冬期の最低温度四十五六度であつて、夏と冬の平均温度は七十二三度である、寒暖計だけで見ると此島の夏は東京の夏よりも暑いやうであるが、夏期になると涼しい風が絶えず東南から吹いて來るので大に其炎熱を緩和する、此涼風を自由に受けて午睡でもして居れば心神爽快さながら仙境に遊ぶが如き



感がある、特に朝夕は温度下降し涼風徐々に衣襟を拂ひ山間溪流に沿ふた所などでは少しも炎熱を感ずるやうなことはない。丁度我邦の八丈島や大島の氣候と類似して居て東京の夏よりは餘程凌ぎ易ひ、本島には別に雨期といふものなく夏冬共に時々降雨があるのみであるされば、夏期の候に於ても空氣は甚しく乾燥しない馬來半島南洋のスマトラ、ボルネオ等の様に雨量の多きに苦しむこともなければ、南米の智利、ペルー等の如く降雨の少なきに苦しむやうなこともない、加ふるに本島特産のニヤウリ樹、それは我國の百日紅に似て居て白き花の咲く木であるが此樹は島内到处に生々繁茂して開花の季節には全島馥郁たる馨香をもつて包まれて居る而して此花の香が殆んどすべての病氣に効能がある、かく氣

候が清涼であつて人類の健康に適する上に此木が山野の別なく全土を蔽ふて居るので全島に殆んど病人がない、風土病もなく熱病の流行もない世界の健康地と稱せられて居る布哇島でさへも日本人が渡航して數ヶ月居住すれば紅顏の青年もいつしか顔色變じて土色となり身體は次第に衰弱し、精神は憂鬱になつて大に活動力を減殺し又熱病の爲に惱まざるゝものが少くないといふ有様である然るに本邦人が「ニューカレドニア」に渡航すれば健康は益々良好となり精神もいよゝゝ快活になるのである尙氣候の人間に適順なるがために出産の率が頗ぶる高く死亡の率が甚低い實に世界無比の健康地である

### 第三 土地

本島は過半山地であつて、耕地は僅に三千方哩である、海岸の一帯は岩礁錯列して奇快を呈し、多くは不毛の瘠地であるけれども、深く内地に入れば山間谿谷の裡、肥沃の土地多く、海拔三百メートル以上の高地は主に森林地であつて植物地層を爲し無数の溪水が其間を流れて居るから此の地を開墾すれば、最も良好の耕作地が得られる、數知れぬ溪流が縦横無盡に流れて居つて、到る處清流なる飲料水が得られるのは何よりの天恵と云はねばならぬ、支那大陸でも南洋諸島でも南米でも純良なる飲料水の乏しいには誰人も困却する處であつて此等の國では本邦移民が渴を凌ぐ爲め

止を得ずして泥水を飲み之れが爲め熱病に罹つて斃れるものが少くない、飲料水の不自由なるは場合に依つては食物の乏しいよりも苦痛である

### 第四 人口

本島の人口は、五萬二千二百三十七人であつて、細別すれば土人、二萬八千七十五人、囚人、五千六百七十一人、佛國人一萬一千二百二十八人、同國軍人三百九十四人、「ヌーベルリッド」人七百二十二人、「ロイヤルチー島」人四百五人、「トンキン」人四百六十六人、爪哇人千二百五十人、印度人百十二人、日本人三千人、其他の外國人一千十人である、囚人五千六百七十一人の中で改心の狀顯著のもの

のは、良民となつて農業其他の事業に従事せしめ、改心の見込のないものは、「ヌメヤ市の對岸イルヌ島に佛國政府の建設した模範監獄に拘禁してある

此の島に囚人の割合に多いのは、佛國では、重罪犯人の一部を囚人殖民として、以前此の島へ送て居たからである、併し後になりて、此の島の世界無比の健康地たること、又其の産物に富むことが、知れたので、今では、此の島は、囚人殖民地と見做ざるのみか、更に本國より囚人の押送を禁し、努めて良民の移住を、歓迎することになつて居る

### 第五 土人

本島土人は、布哇及南太平洋の諸島に往する、「カナカ」人種に屬し、軀幹額る大で、膂力強く、其性質は、残住瘴猛であつて、所謂食人種である、海濱又谿谷の間に草舎を造り、酋長支配の下に部落を爲して生活して居る、一部落の人口は多きは二百人を踰えない、其常食は果實、魚類、菜根等であつて耕作に勤むること甚稀である、此等土人は田園鑛山等にて規則正しき労働に使用することは出来ないが舟子信書配達人番人位には使用することが出来る、然し決して信頼することは出来ぬ  
宗教と云ふ可き程のものはないが一般に死者を崇敬するの風があつて、死者に對する祭禮は各種族各々異て居る、屍體を土葬にすることは稀であつて普通は香料を施し森林中の立木を撰び稍に晒

して置いて其場所を神聖なるものとして居る  
 土人は非常に酒を好み、其害毒の甚しく、爲めに生命を短縮する  
 次第も承知して居るが、尙且つ禁酒を斷行することが出来ない、  
 又土人は平常裸體の習慣であるが、市中に出る時には、着衣をせ  
 ねばならぬことに、規則で強いられて居る、そこで土人の所用あ  
 りて市中に出るのは多くは暑熱の甚しい日中であるけれども、止  
 むを得ず、衣服を着て行く、其歸來する頃は、既に薄暮で、冷氣  
 身にしむ時分なれば、暑い中さへ着て居た衣服を脱がないでもよ  
 いのを、元々強いられて着て出たのであるから、衣服と云ふもの  
 は、吾々の想像以上に苦しいものと見え、歸ると直ぐに投げすて  
 る、故に急に身體が冷氣に觸れて風邪の原因となりそれから諸種

の病を發して死ぬる土人が多い、即ち衣服を無理に着せること  
 が、土人發病の原因になるのである、本島發見の當時は其數六萬  
 人もあつたが、現今は二萬二千人位に減少して居る、近き將來に  
 全滅す可き運命を持って居る、酋長は金色燦爛たる制服を着し、大  
 勢の供を連れ、意氣揚々として、「ヌメヤ市に來つて酒店に入り、  
 己が種族の全滅するにも氣が付かず、痛飲して居る、實に可愛そ  
 うなものである  
 最初土人は盛に佛國政府に反抗したが、軍隊の壓服する所となり、  
 現今では極めて柔順になつて居る、佛國政府は土人に對し一定の  
 土地を與へて或る程度迄酋長の權力を認めて、干涉しない  
 土人は本邦人を見ること恰も親族の如くであつて、非常に親切で

ある、本邦移民が鑛區を逃走して道を失ひ、谿谷に彷徨する等の事  
があれば會長の家に誘ひ或は吾家に連れ歸り、懇切に響應して幾  
日でも留めて置き、人を附して請ふ處へ送り歸して呉れるのであ  
る

## 第六 政治

佛國政府の任命する總督一名あり、參事會の協贊を経て全島を治  
めて居る、參事會は總督、秘書官長、司法局長、軍令部長、監獄  
局長、拓殖及官有地局長及び佛國大統領が民間から指名する四名  
の名譽會員(二年間就任)を以て之を組織するのであつて、又參事會  
の外に評議員會なるものがある、參事會員から總督を除き更に二

名の法官を加へたものを以て組織し、専ら總督の法律上の諮問を  
討議する所である  
全島を九區に分ち九區より十九名の代議士を選擧して議會を組織  
し、主として全島の歳出入を議定する、議員は在職年限六ケ年  
あつて、三ケ年毎に半数を改選する、選擧の資格は丁年以上の佛  
國男子にして、本島に六ケ月以上在留したるものたるを要し、被  
選擧資格は六ケ月以上本島に在留したるもの又は在留せざるも本  
島に納税するものであつて、二十五歳以上の佛國男子でなければ  
ならぬ、議員には滞在費を支給する外無報酬である、毎年定期議  
會を十一月に開き臨時緊急の必要ある場合總督の命令に依り又は  
議員三分の一以上の請求ある時に之を開くのである

總督は議會を召集し又は之を解散するの權能を有するも一切本國政府の指揮を受けてやらねばならぬので全く專斷の權能はない司法は檢事總長之を統轄し 裁判は三審判度であつて適用せらるる法律はすべて佛國法である、「ヌメヤ」に控訴院及初審裁判所を置き控訴院には院長一名判事四名、初審裁判所には裁判長一名判事二名があつて尙人民中より二名を指名して陪審せしむることになつて居る、初審及控訴裁判に不服の者は巴里の大審院に上告することが出来るが民事に就ては訴訟物價格千五百法郎即六百圓以下の訴訟は上告することを許さないものである

陸軍はヌメヤに駐屯し陸軍大佐が之を統轄し、大尉二名同中尉二名、砲兵大尉一名憲兵大尉一名同中尉一名

其他下士卒合計三百九十六名あり。其中憲兵下士卒八十名あつて各地方に分置してある。海岸は海防艦ゲルサン號一隻で「ヌメヤ」に碇泊して居る

外國領事館 獨逸、埃洪、白耳義、英國、北米合衆國等にあつては各領事館を「ヌメヤ」市に置き自國の移住民を保護しつゝあれども我邦は已でに三千人の移住民あるに係らずいまだ領事館の設置なきは甚遺憾とする所である

教育 ヌメヤ市に一個の中學校があつて完全に中等教育を授けて居る又内地にありては各部落に小學校の設けがあつて住民の子弟を教育して居る、教師は島廳から免許を得たる佛國の男女子である、佛國カトリック教は土民の教育と布教に全力を注いで居る、

土民の子弟にして佛語を流暢に話すものは少くない

### 第七 都市

本島の都市は「ヌメヤ」「カナラ」「ウアイル」「チーオー」等であるが眞に都市と稱す可きは「ヌメヤ」のみである

「ヌメヤ」は佛國が本島を占領した當時は「ポールド、フランス」と稱して居たが千八百六十六年に至り土人が從來呼び來つた名稱を其儘探つて「ヌメヤ」と改稱した

本島第一の都會であつて人口一萬二千人、市街は後に山を負ひ前は海に面して建設せられ街衢井然として四通八達し政廳以下各官衙、兵營、學校、圖書館、寺院、病院、公園等一として備はらな

い者はない、大小の店舗は軒を比べて百貨を陳列し住人の生活上必要なものは悉く此地で需むることが出来る、港灣は深くして一萬噸以上の大船が直ちに埠頭に接して碇泊することが出来る。出入する船舶は英、佛、獨、伊、露、白等であつて、千九百十年の入港は船數百十三艘、噸數十七萬五千二百二十八噸、陸揚貨物價格千二百六十八萬八千六百三十九圓、出港船舶百十七艘、噸數十七萬三千七百四十五噸、積込貨物價格九百七十三萬二千四十七圓である

「ヌメヤ」市に於ける物價は左の如くである

品名	價格	量位
パン	四〇 <small>法仙サンテム</small>	一キロ

バター  
 牛肉  
 羊肉  
 豚肉  
 鶏肉  
 家鴨  
 牛肉  
 鶏卵  
 牛乳  
 豚脂  
 馬鈴薯

四〇〇  
 四〇〇  
 一〇〇  
 八〇〇  
 一二五  
 二〇〇  
 九〇〇  
 一七五  
 五〇〇  
 一七五  
 三〇〇

三二  
 一キロ  
 一キロ  
 一キロ  
 一キロ  
 一キロ  
 一キロ  
 一打  
 一リトル  
 一キロ  
 一キロ

玉蜀黍  
 サラダ  
 白豆  
 キヤベージ  
 茄子  
 バナナ  
 橙  
 石油  
 燐寸  
 佛國製刻煙草  
 英國製卷煙草

一五〇  
 七五  
 四五  
 四五  
 四〇  
 七五  
 一〇〇  
 一五〇  
 八〇〇  
 一二  
 七〇  
 五〇

一キロ  
 一束  
 一キロ  
 一キロ  
 一キロ  
 一キロ  
 一房  
 百個  
 一罐  
 十二箱  
 一束  
 一箱  
 三三



普通葡萄酒	一、〇〇	一瓶
上等葡萄酒	三、五〇	一瓶
三鞭酒	一、二五〇	一瓶
珈琲	一、七〇	一キロ
食器	一、〇〇	一組
茶碗	三〇	一個

尙宿泊料を示せば左の如くである

宿泊料 普通一日一室に付三法又は四法、食事付ならば七法乃至八法

普通勞銀 一日八時間三法乃至四法

僕婢 炊事をなすもの一ヶ月五十法以上但食事雇主持

三四

〔備考〕一法は日本の約四十錢であつて百仙は一法であるから一仙は約我四厘に當つて居る

「チヨ」は本島第二の都會であつて「ニッケル」鑛山に働く勞働者の多くが住居して居て汽船帆船の出入頻繁である又歐洲及濠洲へ通ふ汽船も寄港するので可なり繁榮な都市である

「カナラ」は珈琲栽培の盛大なる土地であつて其近傍には「ニッケル」「コバルト」「アンチモニー」の鑛物豊富である

「アイル」は郡役所の在る土地にして昔時は「ニッケル」採鑛が隆盛であつたが今は稍衰運に趣いて居て其の附近には荒蕪の地が多いがバムニツケル鑛山に接近して居るから將來は有望の土地である

「ゴーマン」は其附近に盛大な牧場が澤山あるから陸軍用の牛鐵詰を盛んに製造する土地である  
「モアンズ」は佛國より多數のアルサス、ローレンス人の移住したる土地にして年々繁榮に趣いて居る

### 第八 交通

「ヌメヤ」市及其附近は交通機關が比較的に整頓して居て鐵道は「ヌメヤ」より「バイタ」迄布設せられ陸路は「ヌメヤ」より西海岸に沿ふて「モアンズ」に達し居るが其間百キロメートル餘は垣々たる道路であつて馬車自働車等の交通が自由である此地から前方「プーライユ」に到るには三十六キロメートルの山路で多くは騎馬で通行し得られる

ばかりで馬車の通ずる所は一部分に過ぎない西海岸の「プーロバリ」より東海岸の「チョウ」に通ずる道路「ラ、ホア」「カナラ」間「コネ」「アモア」間「ネウエ」「ピル」間「バラット」「ピル」間の道路は最も樞要なるものであるけれども皆幅狭き徑路であつて多くは馬背に依つて交通するを得るのみである

沿海交通の汽船には「ユニオン、コンマシヤル、エンド、ナビゲーション」コンパニー「所有の汽船サンピエー」號「七百三十一噸」及び「サンアントア」號「八百七噸」に二隻があつて「サンピエー」號は月二回「ヌメヤ」より東岸に沿うて北端「バム」に至る間を往復し「サンアントア」號は月二回「ヌメヤ」市より西岸に沿ひ「バム」に到る間を往復して居る其間「サンピエー」號は又南方「イル、デ、バン」島及「ロイヤルチー」島にも航行する同會社

は別に「サンルイ號千三百噸」を以て月一回「ヌメヤ市及濠洲」シドニー」並に「ニューキャッスル」間も往復せしめて居るが同船は石炭船であつて乗客を主としない、客船としては「メツサゼリー」汽船會社の歐洲通の汽船四週間一回宛「シドニー」ヌメヤ間を往復することになつて居る

郵便局は「ヌメヤ市」に中央本局を置き山間僻陬の地に至るまで、支局を設け、樞要の地には電信電話も架設せられて居る、西海岸の南端と「イールデベン」の内には無線電信の設けがあり、又西海岸の「ゴマン」から濠洲の東海岸に通する海底電信がある  
本島と我國との間の郵便物は「シドニー」を経由するのであるが唯本島から發送する小包郵便だけは「シドニー」を経て「コロンボ」に送り、

同所で「メツサゼリー」アリチム會社の船舶に積み替へて、我國に廻送するので、到着が非常に遅延するを免れぬ

### 第九 貿易

本島の貿易は主として鑛業の盛衰に依つて消長するので、七八年來鑛業不況なりし爲め、一時輸出入共に減少して居たけれども、四十三年からは鑛業も稍景氣を恢復したので、其の輸出入も頗る好況に向つた、輸出先としては、佛國を第一に、英國、濠洲、米國を其重なるものとし輸入國も佛國を第一に、濠洲、英國を其重なるものとして居る、今千九百年以來の輸出入統計を示せば左の如くである。

年次	輸出價格	輸入價格	超過額
一九〇三	八、九六三、八九五	一三、六七一、九九八	四、七〇八、一〇三
一九〇四	一一、〇四一、四九二	一二、四七八、六六二	一、四三七、一七〇
一九〇五	一一、〇七〇、三七八	一〇、七二六、六五七	△三、〇四三、七二一
一九〇六	九、二〇九、六三七	九、四一二、三三〇	△二〇二、五八三
一九〇七	八、五〇四、一六四	九、四一〇、四八五	九〇六、三三一
一九〇八	一〇、一一〇、八四七	九、三〇七、四二九	△八〇三、四一八
一九〇九	七、七一一、九五八	九、四一八、六四五	一、七〇三、六八七
一九一〇	九、七三二、〇四七	一二、六八八、六三九	二、九五六、五九二

備考 超過額中△印を附せる分は輸出超過にして其他は輸入超過である

輸出の重なるものは鑛産物であつて、珈琲、椰子、護謨等が約其七分の一を占めて居る、輸入品の主なるものは食料飲料、被服類、石炭、鑛業用軌條、鐵條等である 千九百十年に於ける重要輸出品を示せば左の如くである

輸出品	輸出價格	輸入價格	超過額
ニツケル	三七、二九二、六六二	小麥粉	九四六、二五二
クローム	六九六、一〇〇	米	四九二、七九八
銅鑛産	一〇〇、〇〇〇	砂糖	三三六、三三三
其他鑛産物	一七七、六〇三	酒類	一、四八〇、八五九
製造肉類	四二〇、四五九	煙草	四六、四四四
牛皮	二二〇、五六六	石炭	一、一一〇、五六二

羊皮	九、八四〇
磷鐵	三五三、七二四
乾魚	三五、三三七
貝殼類	二七六、二二九
牛骨類	七、八六五
椰子實	八三五、六二〇
珈琲實	八五〇、一三五
護謨	二五一、一七二
香油類	六二、一四三
白檀類	三〇、一八八
野菜類	四、七八六

石油	一六九、〇七二
金屬製品	一、三五一、〇五六
鐵條	四、一〇九
鐵葉	一五二、五九〇
銅板	四三、九九九
軌條	八五、二二二
糸類	一〇五、三一四
織物類	一、四一六、八二九
紙類	二二五、九〇八
皮製品	三三一、二五三
武器類	一五〇、二九八

四二

綿花 二一、四五六 石鹼 一四三、六四九  
 更に同年度に於ける輸出入を各國別にすれば左の如し

佛國	八、七四八、〇五二	五、八七五、二六三
佛領殖民地	—	二二四、五七五
英國	六三一、三四四	五八八、五四五
獨逸	—	一三〇、一五七
白耳義	—	四一三、六六〇
濠洲	三五二、六五四	三、八四九、五六九
米國	—	二〇、九五二
ヌーベルリツド	—	六〇八、七四七

四三

日本 其他 合計

六二〇、七七三  
二九六、二八〇  
九七三二、〇四七  
一二、六二八、五二一

四四

### 第三章 沿革

#### 第一 本島歴史

本島は西暦千七百七十四年今より百三十九年前に彼の有名なる英國の航海者カツプテン、クツク氏が発見したるもので其山嶽や海濱の形状が彼の故郷蘇格蘭に頗る髣髴して居る所から「ニューカレドニア」と命名された、「カレドニア」は蘇格蘭の本名である其後英國が一時之を占領して居たが何等價値なき絶海の孤島であると思ふ

て惜げもなく抛棄した、千八百五十三年に至りそれを佛國が代りて占有し總督を置いて之を統括せしめ罪囚地として同島に罪人を輸送したが氣候は適順であり天産物は豊富である爲め、少しも罪囚の懲戒にならぬばかりでなく鑛物に富み農業にも適し有望の殖民地なることを発見したので従來の罪囚は之を別島に移し今は純然たる殖民地として之を経営する様になつたのである

#### 第二 拓殖沿革

千八百六十四年頃の總督は、社會政策の學說を採用し、農業を目的とする共産同住會を組織せしめて二十人の組合員に對し、ヤテ河の沿岸にある三百町の土地を無代にて譲り渡し、尙生活費へ種

子、農業用器具及家畜を給與した、此組合規約の主なる點は組合員の上に組長ありて一切の指揮監督權を有し、之を補佐する爲に各組合員の選舉したる一人の相談役を置き而して各組合員の勞働して得たる收益は共有となして私有することを許さずと云ふにあつたのである

其實行上の結果は如何といふに組合員は孰れも自己の勤勞によりて獲たる收益を自己の手に收めんと欲するより事々物々に衝突を生じ豫期せる如き効果を生ぜず却て各人の怠慢と不平のため内訌を起し二年の終りには一人を留めず解散するに至つた  
千八百七十二年には農業の振興策として一案を立て本島駐屯軍の退職の官吏にも四十町の土地を讓與した

此讓與方法は土地讓受人の勞働の如何を問はず單に其階級を基礎として分配額を定めたもので實情に適せざる嫌がある即兵卒の多くは入隊前は農夫で勞働に適せる體力と經驗とを有するにも拘らず僅かに十町歩の土地を讓與せらるゝに過ぎずして兵術上の智識の外何等の能なき士官や其他の官吏が開墾地四十町歩を給せらるゝとは何事ぞ其結果の好良ならざるは云ふまでもない、果して退職の士官又は官吏が其讓り受けたる土地を保有し開墾の實を擧げたるものは僅かに二三者に止まり耕地開墾の目的は失敗に歸してしまつた

千八百七十三年に島政廳に家族移民を輸入して小規模で農業を経営せしめて見ようと考へ前佛國が獨逸に割讓したアルサス州の住

民を募集し、之に政事犯の囚人若干を加へて本島に輸送し、該移民を以て「モアンブー」に村落を建設した、勿論此殖民者は永住の目的にて島政廳より配當せられたる土地を開墾し、五年を経過すれば完全の所有權を得、若し開墾の實なく又は五年前に其土地を抛棄すれば島政廳は之を沒收する定めであつた、而して土地の配當分は最初十エクタールの林地のみであつた、荒蕪地のみでは差當り生活上に困難なるが故に、後に至り肥沃の地三エクタールを附加給與した、されども此新設村落は僻陬の地にて外部との交通なく、日常の必要品を得ること難く、四圍の光景肅條を極めたるが故に、新來の農民は早くも前途を悲觀し、開墾に着手せずして過半は此地を退去し、一部の農民のみが殘留して農業に従事し、

努力の結果永住的殖民の基礎を定むるに至つた

千八百七十三年より其翌年に亘り、佛國實業家の經營の下に、「ラ、レユニヨン」島の黒奴を本島に誘致して「ラ、ホア」河の左岸の地に甘蔗耕作の目的にて一部落を建設したが、土地の選定は宜しきを得て地味豊饒にして甘蔗の栽培に適したけれども蝗蟲の被害甚しかりしと、栽培の農具完備せざりしと黒奴の懶惰なりし等の爲めとで事業は全然不成績に終り、黒奴六十人中纔に數名を此地に留め、他は悉く四方に離散して了つた

千八百七十八年島政廳は殖民に有利なる條件を以て「コネ」の地方に一部落を創始することを許可した、此移民が島政廳より受くる所、建家並に庭園に相當する地所、各種の耕作物に適する肥沃の土地



四「エクターナル」牧場となすべき原野二十「エクターナル」を含み、實に一家族の讓興せらる、地積は莫大なるものであつた、斯かる有利の條件にて招致せられし佛國殖民者二十家族は、少許の資本も携帶せざりしにより、事業着手前に於て早くも飢渴に迫る有様にて、地方官廳は餘儀なく之に六ヶ月間の生活費を與へて救濟した、然るに六ヶ月の終に至り二十家族中殘留するは七家族に過ぎず、他は悉く散去した、其後數年間は殖民者の輸送を止めて居たが、千八百八十四年に至り、新來の殖民者三十家族の増殖ありしも「コネ」の地方官憲は前例に懲り、之に生活費を給與することを爲さず、必要の食糧品は自から耕作し自給の途を建てしめた、此結果は好良にして三十家族中半數は此地に定着するに至つた、次て千八百

八十八年に此部落に若干の殖民者移住し來り、土地は漸次開墾せられ、農業此地に發達するに至つた、之を以て見るときは、殖民者を保護する目的にて生活費を給與する等の方法は一時の惠與に過ぎず却て不良の結果を生ずることが分る

千八百八十九年島政廳は千「エクターナル」の官有地を開墾し、之に道路を設け、家屋を建て、移民會社に引渡し、移民會社の手にて十五家族、五十三人を移住せしめ、各家族に前記の開墾地を分與したる外に、家屋、種子、農具、牝牛二頭及び六ヶ月以上の食糧を給與し、尙ほ三百「エクターナル」の牧場を共有として附屬せしめた、實に其給養の完備せること斯の如くなるは少ない、移住者は、空拳にて來り勞力を供するのみにて忽ち一と廉の資産を保有し事業

着手の當初より、成功者の地位に置かれたのである、これ程に保護されるれば成功は無論と思はるゝも、實際は此所期に反し、給養の度に過ぎたる爲め、奮勵心を喪ひ、却て怠惰心を助長する結果となり、殊に甚だしきは此殖民者中資金の必要に迫られ、官廳より、二千二百法の貸與を受けたものがあつて毎年二百法宛償還する約束なりしが、一人として償還を實行せるものなかりしとこのとである、殖民者は此種の債務を普通の貸借の如く考へず、施與を受けたるものゝ如く思惟し、眞面目に償還するの念慮を有せななしたのである、而して移住したる十五家族中残留せるは漸く四家族のみにて、此四家族も農業以外の他の事業にて定住するに至つたのである、此移住民が全然不成功に終りたるは豫想外であつた

以上述べたる所は概ね農業殖民の失敗せる歴史である、之を要するに島政廳が殖民者誘致の爲めに富裕なる給養をなしたるは失當の處置なりしに相違なく、又其失敗の原因を一層深く研究するときは殖民者の資質を備ふる適當なる者を募集し得ざりしこと、島内に肥沃の地多きに拘はらず、選擇不適當にして好良なる開墾地を得ざりしこと等は、失敗の重なる原因と見ることが出来る

千八百九十五年「フェーレー」總督の時に至り、前の覆轍に鑑み、最も堅實なる方法を採擇して、殖民策の基礎を確立した、其第一要義は殖民者に讓渡する土地には必らず珈琲栽培に適する土地を附屬することとし、自作自給の殖民者移住を奨勵し而して最初の困難に打勝ち數年辛抱せしむれば珈琲樹は既に生長して實を結ぶべ

きにより、之れより著しき收穫を得べく安固なる地位を造るべしと云ふにあつた但し此目的により移住するものは少くとも二千圓の資本を携帶せねばならぬのであつた、而して總督の熱心なる勸誘により、佛國より四百三十四家族は此の目的で移住した、島廳は之に適當なる地を撰みて譲與したが其の中四百三家族は各々其譲與せられたる地に定住するに至つた此は實に非常なる好成績であつた

## 第四章 産業

### 第一 鑛業

鑛物はニツケル、クローム、コバルト、金銀銅鐵等であつて、就中

ニツケルは最も豊富である、全島の三分の一はニツケル鑛山で世界産額の五分の四を産出すると云ふ盛況である、東海岸には巴厘ニツケル會社、西海岸にはバランドニツケル會社と云ふ何れも資本金一千万法以上の大會社があつて、本邦人を始め數多の勞働者を使役して、盛に採鑛に従事して居る、又拾數個の小會社があつて採掘して居るけれども、本島の鑛業は尙未だ其初期であつて、ニツケルの如きは盛なりとは云へ、千九百八年の調査に依れば、其一ヶ年の産額三百七十八萬二千六百六十二法で、クローム、二百九萬千六百二十六法、コバルト、三十九萬三百二十九法、銅、二千百五十法、其他の鑛物、二萬二千五百八十法であつて、合計六百三十萬八千六百二法に過ぎないが、全島の三分の一は鑛物で

あると云はるる程の島であるから、尙ほく、鑛業の隆盛となすことと火を見るよりも瞭々として、明かである

殊にニッケル鑛は、採掘せる儘では、水分其他不用成分を含むこと多く、容量過大にして、運搬上の不利益が多いので、之を溶解分析しなければならぬが、本島には之に要する石炭産出しないから、従来石炭は、濠洲から輸入して居たものである、所が價格が不廉なるのみならず、時々石炭坑夫の同盟罷工等があつて、石炭の輸入が杜絶する爲に、鑛業の發展を阻止すること多かつた、そこで元來ニッケル製煉は、非常なる高度の加熱を要するものなれば、石炭コークスに依つて之を行ふことが出来ないから、電氣製煉を行はねばならぬより、水力電氣の計劃を立て、大瀑布を利用

した、水力發電鑛所を設置して二千馬力の動力を使用して居る處が出来て、バリニッケル會社も、バランド、ニケツル會社も目下大規模の水力電氣の計畫中であるから、之が出来れば、ニッケル鑛山は、勿論クレーム、コバルト、鈴、金、銀、銅、鐵等の採掘も大に發展するのであらう

## 第二 農業

本島の作物として數ふべきは珈琲、椰子、芭蕉、護謨、パンの樹、煙草、玉蜀黍、果樹、野菜等であるが今左に其概要を述べよう

一 珈琲 珈琲樹は佛人か本島占領後始めて植付けたるもので年を累ね經驗を積むに従て其栽培法も完全となり、收穫も漸時に増加

し、今日では年々五百噸以上も産出するに至る、品質は頗る良好で、従て其の價格は伸々高く、「ブラジル産のものに比較すれば、殆んど二倍位であつて、千九百年には、三十四萬二百十四圓を輸出して居る、珈琲は樹間又は人工の蔽遮物の陰に植付けるのであるが、人工の蔽遮物としては南洋方面に盛に發育する黒木と稱する樹木を用ふるが最も適當である、此樹木は生長最も迅速であつて、植付二ケ年後には蔽遮物の用を爲し、其葉は或季節に黄落して地面に布き、自然に肥料となるの効がある、珈琲は一町に千二百本乃至千三百本を植付けるのが適當で、植付五ケ年目より一株につき三四百グラムの製品を收得することが出来るから一町歩の收獲は一ケ年千圓内外であつて、且つ珈琲の樹命は普通二十

年であるから、栽培者に取りては有利なる作物である  
 二椰子樹は本島海濱の平地には至る所に繁茂して居る、其栽培は極めて容易で、其果實を土の中に埋めてさへ置けば、忽ち芽を出して、肥料などをやらすともドン／＼伸びて行く、而して植付後三ケ年目には結實し始めるので、殆んど何等の手入をも要せず年に二回の收獲がある、七八年目には一本に付き平均五十個乃至八十個の果實を得ることが出来る、一個六錢位の市價であるから一本にて三圓乃至五圓位の收獲があるわけである、現今の椰子殖付面積は約七千町歩で産額約二千噸であつて、主として佛國に輸出して居るが、「ヌメヤ」市に於ける相場は一噸百六十圓乃至二百圓である

椰子は、油に製造せらるゝ外に、果實は果汁、及食用として頗る美味であり、其幹は家屋の材料となり、葉は或は屋根を葺き或は蓆を織り、或は籠を造るの材料となり又其果殻は杓子食器其他日用の器具を造るに用ゐられて全部殆んど其用を爲さざる所なきのみならず近頃椰子の實即コプラが滋養に富み恰好の食料たることが發見されて以來俄然需用が増して來た獨逸ではこれからバターを製することを發見して今盛んに製造して居るがこのバターは牛乳の「バター」より脂肪が多いのみならず害も少いから歐米の病院では盛んに使用されて居るこの「コプラ」は英領印度で五億ポンドも製造されて居るが常に供給不十分といふ、盛況であるから熱帶植物中最有利なるものである

三芭蕉樹 芭蕉の實即ちバナ、は最人の嗜好する果實であつて之を酒に製造すれば其味蜂蜜酒に似て滋養に富み味も甚美である又之を乾燥して粉に精製し麥粉と混合すれば一種の美味なる麵麩が出来る

栽培 之を本業的に栽培するには其法も面倒になるが副業的に栽培するには極めて容易であつて唯芽を挿して置けば直ちに成長して實を結ぶに至る熟果を採集した後には又新らしき實を結び始めるから終年實の絶える時なく最重要な有利な産物である我國の小笠原島では芭蕉樹數十本あれば一家三四人の家族は安樂に生活することが出来ると云ふ

四護謨樹 試作の結果に依れば本島の護謨は、收量が多いばかり

でなく、品質も頗る良好であるが、尙其栽培は極めて幼稚であつて、其産額年々三十六萬八千百十法位に過ぎぬ今後發展の餘地は充分ある

五、パンの樹は本島の如き熱帯地方にては殊に有要なる樹であつて、庭園を飾るの植木ともなれば、葉が密生して大なき樹陰を作るので、珈琲樹の如く人工蔽遮物ともなり又其の果實は美味なるパンの味を有して澱粉に富み、若しこれを「チャム」に製せば一層美味である

六、煙草 本島の煙草は一種特有の香氣を有し、其質殆んど「マニラ」煙草に譲らないが、栽培は尙甚幼稚であつて其の産額はまた極めて少額なるを免がれぬ

七、王蜀黍の栽培は盛に行はれて居るけれども未だ島の需要を充たすに足る程の産額には達して居ない。これ其の耕作の極めて幼稚なる爲めである、何にしても年二回以上の收穫は得らるゝのであるから、耕作法だに進歩せば、其の收穫は大に増加することであらう

八、果樹の中で尙ほ本島に適するものは密柑鳳梨佛手柑、柘榴、巴且杏等である、密柑は本島發見當時から栽培されたが、最も地味に適すると見え其の品質も佳良であつて「スマヤ」市附近には密柑園多く、今日は餘程發達して居る、又鳳梨は其耕作極めて容易であつて、本島内何れの地にも栽培せられ、之を蒸溜して燒酎を造る又これを生食すれば芳香があつて其味頗る佳良である

九野菜 これは地味に適して居るけれども、何分にも農業に従事するものが少いので、まだ盛に栽培せられて居ないで菜豆の如き是一年の兩三回の收穫があつて最も有望の作物である。本島野菜の供給は濠洲より仰いで居るので其價は頗る高い、吾移民等は重に罐詰野菜を使用して居るので、野菜の不自由には大開口をして居る。

「ヌメヤ市近傍に荒蕪の土地が頗る多いから、日本移民にして野菜栽培に従事すれば、莫大なる利益を得ること疑ひない。タロ薯 これは熱帯地方の土人の常食にして土民は之を擦り潰し漸時酸酵させて後之を食し或は水をもつて煮沸して食するのである。

其栽培は極めて簡單であつて初めに深さ二〇センチ廣さ十五センチの穴を掘り其中へ新芽を一町歩平均一萬本の割合で植付け置くのである。其成長は甚迅速で數月後には立派なる裝飾植物となり收穫は極めて豊饒であつて百坪の收穫は百年中一人の食料として尙餘りあるのである。

イグナム(支那薯) これは焼きて食し或は肉類と煮て食し或はスープに用ゐる或は菓子に用ゐる等其用度頗る多い其味も美なれば殖民は好んで之を食して居る。其栽培は馬鈴薯と同様極めて簡單で一町歩平均六千個を植えつけ其收穫は一町歩凡六萬斤として頗る有利なる作物である。ウスニフイー これは熱帯地方の馬鈴薯と稱せられ土民には一種



缺くべからざる食品であつて其味至て美しく栽培法も容易である熱  
 帯地では馬鈴薯は出来ないから殖民は盛んに之を栽培して居る將  
 來「ニューカレドニア」の主要なる産物となる見込である  
 パニラ パニラ栽培は「ニューカレドニア」に於ける主なる財源の一  
 となるべき運命を有して居る頗る有利なる事業であるこの栽培は  
 周到なる注意を要するから婦女子の仕事に最適當であるから家族  
 の多い殖民は大に栽培すべきものである  
 其繁殖は挿木法に依るから一メートル乃至一メートル半の枝を採  
 り之を地中に挿入して椰子樹其他の天然樹を支柱として之に攀ぢ  
 登るのであつて手の達する高さに開花するやうに手入を要する而  
 して其結實は二年目に始まり四年目に全盛期に達し一株に綠莢七

百五十グラムの收穫があるのである

この綠莢七百五十グラムを精製すると百五十グラムの精製莢が得  
 らるゝので一キロ六十五法に販賣が出来るとすれば十三法の收入  
 がある、此パニラは高貴たる香料にして上等の香水原料にも用ゐ  
 られ又食品の薬味にも用ゐられて歐洲に於ける需用は無限である

植物

(一) ニヤウリ樹 本島特産物の一であつて島内至る所に繁茂して居  
 る、土人は其葉を爽快なる飲料として茶の代りに用ゐる又蒸溜し  
 て「メラルシン」と稱する液を得てこれを「リウマチス」「肝炎等」の薬用と  
 なす、又幹は建築用材料家具材料に使用し樹皮は小舎の屋根を葺

き壁を作るに用ゐる土人は此樹の生皮を平板として打撚めて植物性の巾布を製するに用ゐて居る

(二) バンタニユス樹 この樹の花は馥郁たる香氣を有し其葉は眞田に編みて帽子を製造するに用ゐらるゝ

(三) サルスパレイユ樹 は南部地方に盛んに生育し其伸長したる梢より美麗なる杖が製造せらる

(四) シカ樹 は頗る美なる裝飾用植物にして其葉は乾燥して盛んに歐洲に輸出せらる

(五) サンタル樹 は家具製造用として極めて用度廣き貴重なる植物であつた爲に今日では殆んど切り盡されてあるので大に之が繁殖を計つて居る

(六) バレツピエ樹は 沼池或は川流の川口に生育するので土人は其根皮を赤痢用藥劑として用ゐて居る

(七) バンクリエー樹 其核實より乾燥油を製し繪畫用に用ゐる

(八) 白ダンチラ樹 は「ニューカレドニヤ」に輸入されたる灌木にして其花は甚はげしき芳香を有す

(九) プレ樹 土人は此樹の液を川漁に用ゐる歐洲にてはこれより一種の單寧藥を製す

(十) パベイエー樹 は其生育甚速にして山林至る所に繁茂す其熟したる果實は生にて食する時は無味であるけれども煮る時は通例のジャムとなり豚は大に之を好む

(十一) マニヨツク樹 は繁殖容易にして植ゑつけ後一ヶ月も立てば其

根は澱粉に製造せらるゝので濠洲地方に於ては製造場を建設して盛に澱粉を製造し殖民は其住家の近傍に一畑を設けて此樹を植付け置けば其根は家畜の飼料となり又雇人の糧食の補充となる

### 大蝠蝠

「ニューカレドニア」に於て盛んに繁殖して居る牛、馬、豚、鹿、鶏、家鴨等は佛國より輸入したものであつて本島固有の獸鳥類は極めて少く大蝠蝠の外別に顯着なるものなし  
此大蝠蝠は吾小笠原の蝠蝠と同じ種類であつて長徑一メートル二五乃至一メートル七五であつて重量は二キロに達し非常に大なるものである土民は其毛を以て編物細紐を製し或は裝飾品となし其

肉は空氣に晒して乾燥し又一種の芳香高き油に浸して固有の麝香氣を除き後食用に供すれば鯨肉、海鷄肉の如くである

### 第三 牧畜

本島には中央山脈及び支山脈があつて之に連續せる丘陵、高地が何れも緩き、勾配を爲して、海岸に向つて、低下して居る、此丘陵、高地は、皆綠草を以て掩はれ、牧場に適するが、故に牧畜業は、早くから比較的に發達し、會社又は個人の經營に係る牧場が少くない、農業者は牛、馬、豚、山羊、兔、鶏、鴨等も飼養して、自家用に供し、餘りは之を「ヌメヤ」市に出して、相當の價を得て居る、牛は、現今十萬頭あるが、皆野放しで、自由交尾である、而

も年々五割以上蕃殖して居る、併し本島に最近い濠洲は牧畜の本場であるから、本島の牛を求めず、歐洲は距離、遠隔で、輸送上の困難があるので、多くは殺して牛皮、牛骨等を輸出するに過ぎない  
馬も仲々善良なものが得らるゝが、是又野放、自由交尾で、旅人は勝手に之に乗り、終れば又放して置くと云ふ、原始時代に於ける牧畜の遺方である

#### 第四 漁業

本島の漁業は、尙ほ極めて幼稚なれど、海には鯖、鰹、鯉、鰈、蟹等を始として、海鼠、及高瀬貝、等頗る饒多である、日本移民の漁業は、

海鼠及、高瀬貝、採集を主とし目下海鼠漁に従事するものが五名あつて、漁船三隻を有し、毎月平均十四日出漁して、一ケ年五六噸を漁獲し、之を船中にて製造し、濠洲「クキンスランド」に輸送して、一噸二千圓位に賣却して居る、高瀬貝漁に従事せる者は、目下二十名であつて、漁船七隻を有し、一隻につき、一ケ年二千八百圓位の収入があるとのことである  
眞珠貝は海岸列礁中に夥しく産して居るから之が採集も頗る有利の一事業である、本邦人二十名以上之に従事し、其中數名は三噸位の漁船を所有し、一船に五名宛乗組んで、出漁し、列礁間の深さ四尋餘ある海中を探つて居る、幸運の時には、一日に五百キロ位も採集することありとのことだ、其相場は之を「ヌメヤ」市の商店

に送り、五百キロ三百二十圓位に賣却する、一月より三月迄は、  
採取を禁せられて居るし、又風雨の際は休業せねばならぬので、  
其収益を一ケ年に平均すれば、左迄大なるものとはならぬが、之を  
鑛山労働者の賃銀に比較すれば、優に倍額以上の收得に當つて居  
る、從來「ニユカレドニヤ」在住本邦人の漁業は、佛國政廳之を黙過  
せしが、去る四拾年九月濠洲木曜島に住する日本漁業者が、小形  
の帆船に乗りて一千有餘哩の波濤を凌ぎ來たり、同島領海に密漁  
して居る所を、佛國政廳に差押へられ、罰金に處せられて以來は、  
俄かに外人の沿海漁業を禁するに至り、漁船は凡て佛人の所有に  
して其の船長と乗組員の半數以上は佛人たることを要すとの法律  
さへ勵行さるゝに至つた、其の爲め日本漁業者は大打撃を受けて、

以前に比すれば収益が大に減少して居る

### 第五 工業

本島の首府「ヌメヤ」市には歐洲人の生活に必要な、消費品と、各  
種の工藝品、備はり、輸出向の品を拵へる製造所も設けられて居  
る、其重なるものは、罐詰、牛酪、乾酪、ビスケット、タピオカ、  
香水、石鹼、皮革等の製造所及製粉所等である、製糖所も各地に  
設けられて居るが、其製出する砂糖は劣等品たるを免れない  
鑛物精煉業は、次第に隆盛に趣き、「ムメヤ」市海岸に在る「オーフー  
ル」株式會社の「ニツケル」熔鑛所は、三百馬力の機關二臺を据へ、  
熔鑛爐六個を備へ、「バランド」會社の經營に係り、資本金二百萬法

にして明治四十三年起業し一ヶ月、二千噸の「ニツケル、オーア」を、  
 熔解して居る、又東海岸には「チオ」に於て「シンガー」關係の熔鑛所が  
 あるが、大瀑布を利用した、水力電氣熔鑛であつて、目下二千馬  
 力の動力を使用して居る  
 山中には、良材があるので、之を以て家具類を製作する歐洲人が  
 ある、土人は工藝に關する嗜好を有せないのので、其製作品の見  
 可きものなきも、唯一の土人の手に成りし堅木にて造つた、武器  
 類は好奇心から歐洲人に愛玩せられて居る

### 第五章 移民

「ニュー、カレドニヤ」には本邦移民三千人の外、ヌーベル、リツド」人七百

二十二二人、「ロイヤルチー島」人四百五人、「トンキン」人四百六十人、  
 瓜哇人千二百五十四人、印度人、百十二人合計五千九百五十九人  
 の移民が居て其大部分はニツケルの採掘に従事して居るが、外國  
 の移民の事は餘り必要がないので本章では主としてニツケルの採  
 集に従事せる本邦移民の狀況を記述しやうと思ふ

### 第一 移民の沿革

本邦移民の本島に渡りしは、明治二十五年一月、日本吉佐移民會  
 社が「バリニツケル」會社の注文に應じて「ニツケル」鑛山に勞働する、  
 移民六百人を輸送せるに始まつたのである、當時「ニツケル」の價格  
 低落せる爲め、各鑛業主は採掘事業を縮少し勞働者の需要を生じ

なかつたのと、本邦移民の労働成績不良なりし爲めとで、移民の送出は、其後一時全く中止の姿であつたが、明治三十三年になつて再び移民の輸送を開始するに至り、日本労働者は本島内に施行せらるゝ亞細亞阿弗加阿西亞利亞洲労働者、移住規則を適用せらることなく、歐洲労働者と同一の待遇を、受くることになつて、爾來引き続き移民を輸送して來つたのである。日本人は模範的の労働者である、本島の鑛業には缺くべからざるものであると云ふことになつて居る、今や佛人の日本労働者を信用することは非常なものであるから、日本移民の勢力は恰も瓜哇島に於ける日本人の勢力に均しく缺くべからざるものとなつて居る。

## 第二 労働の状況

「ニッケルは一般普通土砂内に含有せらるゝものなれば、之を採取するには、炭坑を掘る様に、數千尺の下へ、這入りて、危険なる労働に、従事することを要さない、山頂、或は、山腹の地皮上に於て、労働するものであるのみか、「ニッケル鑛は其質極めて、脆弱粗糞、であるから、之を採掘するには、鍬で、土砂を掘り崩すのと、同様に頗る容易の仕事である、「ニッケル採掘場は、大抵、宿舎から、五町乃至十町の處であるが、労働者は早朝宿舎を出で、採掘の現場に赴きて、労働し、正午から、一時間、食事の爲め休息し、午後六時頃、歸舎するを常として居る、契約労働時間は一

日、十時間であるが採掘場の遠距離にある所は、之、参酌して、九時間として居る、一ヶ月の労働日数は、雨天、日曜日、其他宗教上の祝祭日、等を除き平均二十二三日である  
採掘作業は鶴嘴を以て山嶺若くは山腹を掘り崩し、普通の土石と「ニツケル」含有の土石とを選び別け普通の土石はトロツクに入れ輕便鐵道に依つて之を附近の谷間に投棄し、「ニツケル」含有の土石は、之を一斗入位の、ツツク製の袋囊、若くは箱に入れて、現場附近に設置してある、自動昇降器に乗せて、積替場へ送るのである

八〇

### 第三 生活の状態

移民の宿舍は、概して長、六七間、幅、三間位の木骨平家建、亞

鉛板葺、亞鉛壁、の家であつて、其内部の構造は、兩側に厚さ、一寸位の床板を、床上二尺五寸位の高さに、張つて、蓆蔭を、敷き中央は、土間であつて、通路となつて居る、小宿舍には、一棟、二十二間、大宿舍、六十人位も、住つて居る、炊事場には二人の炊事係があつて、凡ての賄をして居る、東京などでは、亞鉛屋根、亞鉛壁、では夏期はとても凌げないが、此等の移民宿舍は山間、幽邃の地で溪流に接して、建てられて居るから、炎熱の候も、寧ろ冷氣を覺ゆる位である

## 第六章 渡航

### 第一 手續

八一



渡航の手續は自由渡航と契約移民とで多少異つた所がある  
 自由渡航者は愈々萬難を排して渡航する事になれば先づ第一に旅  
 券下附の手續をしなければならぬ吾々立憲國の國民は何處へ出掛  
 るとも別に政府の免許を得る必要はない唯吾々が外國へ出掛ける  
 に就ては其國籍を證明し併せて外國政府の保護を依頼する爲めに  
 外務大臣は國民に向つて旅券を下附す可きものであつて決して政  
 府の恩恵に依つて下附さる可き性質のものでない併し之がなければ  
 一等に乗らざる限りは汽船會社が乗船切符を賣らないのみならず  
 若し乗船した所が密航者として厳しき制裁を受けるのがあるから、  
 どうしても之を下附して貰はねばならぬ旅券の下附を願ふには左  
 の海外旅券下附願及身元證明證書に戸籍謄本を添へて地方廳へ差

出すのである

海外旅券下附願 (用紙美濃紙)

一 氏 名 (片假名を以て傍訓す可し)

一 本 籍 地

一 所 在 地 (原籍地と同じければ前項本籍に同じ記入す可し)

一 身 分 (戸主又は長男の類)

一 族 稱 (士族、平民等の別)

一 年 齡 (何年何月何日生)

一 職 業 (學生又は商、農、工等)

一 旅行地名 (佛領ニユーカーレドニヤ)  
 一 旅行の目的 (農業、商業、工業、何々研究等)  
 一 渡航年限 (何年何月より満何ケ年)  
 右に依り外國旅券御下附相成度別紙戸籍謄本及身元證明書  
 相添へ此段相願候也

大正 年 月 日

右

何

某印

何縣知事何某殿

奥印の除白を存し置く事

證 明 書

住 所

氏 名

生 年 月 日

右者今般佛領ニユーカーレドニヤへ何々の爲め渡航致度候に  
 就き左記の事項得證明被下度奉願候也

一、兵役ニ關係ナキコト

一、犯罪行爲ナキコト

三、資性善良ナルコト

大正 年 月 日

右

氏 名 某

何村長何某殿

右調査相違無之ニ付此段證明候也

何々村長 何 某

尙府縣に依つては保證書を添附させる處かあるか、其書式は左の如くである

保證書

本籍地

(寄留地)

氏 名

生年月日

右者今般何々ノ爲本年何月ヨリ向フ何ケ年ノ見込ヲ以テ佛領ニユ一カレドニヤへ渡航仕リ度候ニ就テハ往復又ハ滞在費用ノ儀自辨可致ハ勿論ニ候得共萬一ニモ疾病其他不時ノ災害等ニ罹リ本人支辨相成兼候トモ保證人ニ於テ費用一切引受ケ聊カ不都合無キ様可致依テ保證候也

大正 年 月 日

住 所

保證人 何 某

生年月日

相當の資本を携帶して行つて、獨立經營の事業を起すものは自由渡航でよいが、赤手空擧の無資本者渡航するには、矢張り移民會社の手を煩はした方が捷徑である。ニューカレドニヤでは本邦労働者を歓迎し、同島のバランドニツケル會社も、巴里ニツケル會社でも移民を要求して居つて、我國の東洋移民會社及日本殖民會社で取扱つて居るから、之に申込がよい、渡航者の資格は年齢二十歳より四十歳までの健康な男子でなければならぬ、其手續は醫師の診断書と戸籍謄本一通、職業及犯罪行為なき證明書、戸主にあらざれば戸主の同意書等を添へて移民會社の本社又は出張所、業務代理人に申込むのである、移民會社が其申込を承諾した時は渡航手数料貳拾五圓を保證金として拂込み、契約を締結すると共

に、地方廳に向つて旅券下附の手續をなす可きである。旅券下附願は自由渡航者のと大體同一であるが唯本文の末尾に「移民取扱人連署を以相願候也」とし移民取扱人何々移民會社と記名調印す可きで、其代はり保證書は要しない。今參考の爲め雇傭契約書雛形外國旅券規則、移民保護法を掲げやう

譯文

### 雇傭契約

ガ此ニ其代理ヲナス資本金二百萬法ノ有限責任「オーフル」ノ  
 一、ド、ヌメア「會社」以下單ニ雇主ト稱スヲ一方トシ 日本  
 縣ノ出生ニシテ 歳ナル (以下單ニ勞働者ト稱ス)

ヲ他ノ一方トシ双方ノ間ニ契約ヲ締結スルコト左ノ如シ  
 第一條 下名労働者ハ自己ノ自由意志ニヨリテ自費ヲ以テ「ニュー  
 カレドニア」島ニ赴キ本島殖民地ニ於ケル雇主ノ鑛山及ビ工場ニ  
 於テ左記所定ノ條項ニヨリ労働者トシテ雇傭セラルコトヲ約諾  
 ス

第二條 雇傭契約期限ハ「ニューカレドニア」島ニ上陸ノ日ヨリ起算  
 シテ滿四ヶ年トス雇主ハ其期間役業ヲ労働者ニ供スルノ義務ヲ  
 負フベシ

一日ノ就業時間ヲ日出後日没前ノ正味勞役十時間トス  
 但シ必要ノ場合ニハ雇主ノ要求ニヨリ労働者ハ左記割合ノ支拂  
 ヲ受ケテ二時間以内ノ追加労働ニ従事スルノ義務アルモノトス

第一年月目 一時間 四拾八錢

第二年月目 全 五拾四錢

第三第四年月目 全 六拾錢

如何ナル場合ト雖モ労働者ハ正當ノ理由ナク此ノ二時間以内ノ  
 追加労働ヲ拒ムコトヲ得ズ  
 追加労働ハ労働者ノ承諾アルニ非ザレバ一日二時間ヲ超過スル  
 コトヲ得ズ

第三條 雇主ハ労働者ニ對シ左ノ月額賃金ヲ支拂フコトヲ約諾ス

第一年月目 壹百法

第二年月目 壹百〇五法

第三第四年月日 壹百拾法

(イ) 賃金ハ雇主ノ毎月慣例支拂日ニ労働者ニ直接支拂ハル、モ  
ノトス

(ロ) 労働者ハ信認保證金トシテ三百六十法ニ滿ル迄毎月貳拾法  
ヲ雇主ニ預ケ入ル、モノトス而シテ該金額ハ本契約解除又ハ  
滿期ノ際年五歩ノ利子ト共ニ直接移民ニ還附サル、モノトス、  
但シ労働者ヨリ契約ヲ解除シタル時ニ労働者ノ責ニ歸スベキ  
一切ノ損害ニ對シ雇主ト移民會社ノ代理人ト公平ニ評定シテ  
控除スル場合ハ此限リニアラズ

第四條 雇主ハ労働者ニ左ノ通無代給與スベシ

(イ) 氣候ニ適應シタル四百立方呎以上ノ容積アル住居及ビ長サ  
六呎幅三呎ノ就眠場

(ロ) 飲料及ヒ庖厨ニ必要ナル清水ノ適量

(ハ) 家屋内ニ必要ナル燈火

(ニ) 就業場ニ赴クニ必要ナル燈火

(ホ) 就業ニ必要ナル器具

第五條 労働者ハ前條項以外自己ノ必要品(食料被服)等ハ一切自費  
ヲ以テ準備スルモノトス猶雇主ハ料理人庖厨具、温浴又ハ水沿  
等ヲ給與セズ

第六條 労働者ガ食料其他必要品ヲ可成廉價ニ購求出來得ル便宜  
ノタメ雇主ハ其宿舍ノ附近ニ店舗ヲ設ケ其等ノ必要品ヲ備へ置  
クベシ

第七條 病氣ノ爲休業セル労働者ハ賃金ヲ給セラレサルモ雇主ハ

病者ニ對シ醫士ヲ附シ醫療ノ手當、必要ナル藥品等ヲ無償ニテ  
給與スベシ尙ホ雇主ハ病室ヲ特設シ醫師ノ意見ニヨリ總テ病者  
ヲ此間ニ收容スベシ

(イ) 病室ニ收容サレタル病者ハ初メ八日間ハ食料ヲ自辨スベキ  
モ其以後ハ雇主ニ於テ無料食料ヲ給與スベシ  
此場合ニ労働者ガ食料ヲ自辨スル資力ナキ時ハ雇主ハ食料ヲ  
前貸スルコトヲ約諾ス

(ロ) 雇主ノ役業ノ爲メ蒙リタル怪俄ニ起因スル病氣ノ場合ニハ  
労働者ハ賃金ノ全額ヲ受クルモノトス、但シ發病八日後ト雖  
モ(イ)項所定ノ無料食料ヲ受ケザルモノトス  
(ハ) 總テ就業ヲ免除セラル、ニハ雇主ニ屬スル醫師ノ證明ヲ要

ス

第八條 雇主ハ労働者ニ課セラルベキ中央政府及ビ地方政廳ノ一  
切ノ諸税及ビ労働者ノ手荷物ニ關スル關稅ヲ支拂フベキコトヲ  
約ス

第九條 労働者若シ雇主ノタメニスル役業中ニ起リタル事故ニヨ  
リ永久労働ニ不當トナリタルカ若クハ之ガ爲メ死亡シタル場  
合ニハ雇主ハ其労働者若クハ其遺族ニ五百法ヲ支拂フベシ、但  
シ労働者ノ重大ナル過失ニ基ヅク時ハ此限リニ非ラズ  
第十條 次ニ掲グル諸日ハ休日トシ當日ハ業ヲ執ルニ及バズ  
日曜日 一月一日 七月十四日 八月卅一日(天長節)  
九月二十四日 十二月二十五日及ビ本島内ニ於テ一般遵奉ス

ル諸休日

第十一條 労働者ハ就業地ニ到着ノ上ハ其日ヲ併セテ二日間ノ休業ヲ許サルベシ其二日間雇主ハ無料食事ヲ給與ス

第十二條 就業日ニ正當ノ理由ナク缺勤セル時ハ労働者ハ其日ノ賃金ヲ給與セラレズ

如何ナル場合ト雖モ労働者ハ正當ノ理由ナクシテ休業スルコトヲ得ズ

若シ引續キ十五日以上又ハ引續カズトモ十二ヶ月以内ニ廿五日以上正當ノ理由ナクシテ休業スル時ハ雇主ハ解約ノ權ヲ保留スルモノトス

第十三條 労働者ハ日本ニユーカレドニア間ノ往復旅費ヲ自辨ス

ルモノトス而シテ雇主ハ「ニューカレドニア」ニ於ケル上陸港ヨリ宿舍迄労働者及ビ其手荷物ヲ無代輸送スルコト並ニ食料ヲ給與スルコトヲ約諾ス労働者ガ契約満期歸國ノ際亦全ジ

第十四條 契約満期ノ日ヨリ労働者ノ「ニューカレドニア」ヲ出發スル日迄餘日アル場合ニハ其最近ノ便船出發日迄雇主ハ本契約ト全一條件ヲ以テ労働者ヲ雇備スルコトヲ約ス

第十五條 本契約第七條及ビ第十二條所定其他休業ノ場合ニ對スル賃金差引ノ割合ヲ立ツルタメ一日ノ賃金ヲ一ヶ月賃金ノ二十

六分ノ一ト定ム、但シ移民休業ニ對スル賃金ノ計算ハ休業日數ト月額賃金ヲ乘ジ第三條所定ノ月額賃金ヨリ差引クモノトス

第十六條 本契約満期ノ際雇主ハ労働者ト協議ノ上此契約ト全一



條項ノ下ニ雇傭ヲ繼續スルコトヲ得、但シ第三條ノ賃金ノ割合ハ其當事者間ニ於テ協定サルベキモノトス

第十七條 勞働者ハ「ニユーカレドニア」鑛業地ニ於テ施行セラルル

正當公平ナル諸制規ニ從ヒ且ツ雇主、其ノ監督及ビ有權代理者

ヨリ命ゼラルベキ至當ノ指揮ヲ總テ誠實ニ遵守スベキ事ヲ約ス

第十八條 賭博ハ嚴禁ナルガ故ニ勞働者ハ如何ナル場合ニ於テモ

之レヲ犯サルコトヲ誓フ

第十九條 爭論ノ場合ニハ本契約證ノ佛文ヲ以テ正本トス

西曆 年 月 日

ニ於テ貳通ヲ製ス

「オーフルノード」スメヤ會社代表者

勞働者

附言 本雇傭契約第四條(二)にある燈火はニツケル坑内に用ゆるものにあらず、移民宿所と就業場と場合により數町隔り居ることあたは時に就業の都合上宿所に歸るは夜分になることあるにつき其時の用意である

## 二 外國旅券規則

(明治四十年三月十五日外務省令第一號を以て發布し四十二年同省令第三號四十二年十一月同省令第七號を以て改正)

第一條 外國へ旅行スル者ニ下附スル旅券ハ外務大臣之ヲ發給シ

外國ニ於テハ帝國大使、公使、領事官及ビ貿易事務官ヲシテ之ヲ發給セシム

第二條 旅券ノ下附ヲ請フ者ハ書面ニ左ノ事項ヲ記載シ之ニ戶籍

- 膽本又ハ其氏名、本籍地及ビ身分ヲ證明スベキ文書ヲ添附シ内  
 國ニ於テハ本籍地又ハ所在地ノ地方上級行政廳(東京府下ニ在リ  
 テハ移民ニ限リ警視廳)關東都督府、外國ニ於テハ在外公館ニ出  
 願スベシ但シ關東州ニ於テハ關東都督、外國ニ於テハ帝國大使、  
 公使、領事館又ハ貿易事務官ノ認定ニ依リ戶籍膽本又ハ其ノ他  
 ノ文書ノ添附ヲ省略セシムルコトヲ得  
 一、氏名片假名ヲ以テ傍訓ヲ附スベシ  
 二、本籍地(本籍地ト異ナルトキハ所在地ヲ併記スベシ)  
 三、身分(戶主家族ノ別、家族ナルトキハ戶主ノ氏名及ビ戶主ト  
 ノ續柄ヲ記載スベシ)  
 四、年齡(滿何年若クハ何年何月何日生)

五、職業

六、旅行地名

七、旅行ノ目的

旅券ノ下附ヲ請フ者北海道又ハ長崎縣下對馬國ニ本籍地若クハ  
 所在地ヲ有スルトキハ前者ハ函館支廳ニ後者ハ對馬島廳ニ出願  
 スルコトヲ得

第三條 朝鮮臺灣及ビ樺太ニ於ケル旅券ノ下附ハ各朝鮮總督、臺  
 灣總督及ビ樺太廳長官ノ定ムル所ニ依ル

第四條 第五條 削除

第六條 官命ニ依リ外國ニ旅行スル者ハ内國及ビ關東州ニ於テハ  
 其所管官廳ヲ經由シテ外務省ニ、外國ニ於テハ在外公館ニ旅券

ノ下附ヲ出願スルコトヲ得但シ第二條第一項第一號、第六號及  
 ビ第七號ノ事項ヲ開申スベシ家族又ハ從者ヲ同行スルトキハ同  
 行者ニ係ル第二條第一項第一號乃至第四號ノ事項ヲ併セテ開申  
 スベシ

官命ニ依リ外國ニ在ル者其所在地ニ家族又ハ從者ヲ呼ビ寄セム  
 トスルトキハ其旅券下附ノ出願ニ關シテ前項ノ規定ヲ準用スル  
 コトヲ得

第七條 移民保護法ノ規定ニ依リ移民取扱人ニ依ル移民又ハ保護  
 人ヲ要スル移民ニシテ第二條ノ出願ヲ爲ストキハ移民取扱人又  
 ハ保護人ノ連署ヲ要ス

第八條 第二條ノ規定ニ依リ内國及ビ聞東州ニ於テ旅券ノ下附ヲ

受クル者ハ一枚ニ付キ金一圓ニ相當スル收入印紙ヲ旅券領收證  
 ニ添附スベシ

外國ニ於テ帝國大使及ビ公使ノ徵收スベキ旅券下附手数料ハ明  
 治三十三年外務省令第三號ノ規定ニ依ル

第九條 旅券ノ下附ヲ受クル者ハ其券面ニ署名スルコト能ハザル  
 トキハ代署セシメ本人之ニ實印ヲ押捺スベシ  
 旅券面ニ査證アルコトヲ必要トスル國ニ旅行スル者ハ其ノ定ム  
 ル所ニ依リ査證ヲ受クベシ

第十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ旅券ノ下附ヲ受クルコトヲ  
 得ズ

一、豫戒命令中ノ者

一、清國在留禁止命令中ノ者

第十一條 第二條ノ規定ニ依リ旅券ノ下附ヲ受ケタル後六箇月以  
内ニ出發セザル者 旅券ヲ返納スベシ

第十二條 旅行者歸國若クハ歸着シタルトキハ旅券ヲ返納スベシ  
旅券ノ下附ヲ受ケタル者死亡シタルトキハ其ノ遺族ヨリ之ヲ返  
納スベシ

第十三條 商業漁業其ノ他職業ノ爲メ特定ノ地ニ數次往復スル者  
ハ歸國若クハ歸着毎ニ其旅券ヲ返納スルコトヲ要セス但シ旅券  
領收ノ日ヨリ三箇年ヲ過キテ歸國若クハ歸着スルトキハ之ヲ返  
納スベシ

前項特定ノ地ハ外務大臣之ヲ告示ス

第十四條 旅行十年ニ及ビ歸國セザル者ハ旅券ヲ領收シタルトキ  
ヨリ十年以内ニ帝國大使、公使、領事、又ハ貿易事務官ノ查證  
ヲ受クベシ其ノ後十年ニ及ブ毎ニ亦同ジ

第十五條 旅券ノ下附ヲ受ケタル者第十條各號ノ一ニ該當スルニ  
至リタルトキ又ハ第二條第一號乃至第三號、第六號及ビ第七號  
ノ事項ニ變更ヲ生ジタルトキハ直チニ旅券ヲ返納スベシ

第十六條 旅券ヲ紛失シタルトキハ直チニ届出ヅベシ之ヲ發見シ  
タルトキ亦同ジ

第十七條 本令ノ規定ニ依リ旅券ノ返納又ハ其紛失若クハ發見ノ  
届出ヲ受クベキ官廳ハ内國ニ於テハ地方上級行政廳、警視廳、  
函館支廳及プ對馬島廳、關東州ニ於テハ關東都督府、外國ニ於

テハ在外公館トス

第十八條 本令ニ於テ在外公館ト稱スルハ帝國大使館、公使館、總領事館、領事館、總領事館分館、領事館分館及ビ貿易事務館ヲ謂フ

第十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ其ノ旅券ヲ沒收シ百圓以內ノ罰金若クハ科料又ハ三月以下ノ懲役若クハ拘留ニ處ス

一 第二條第一項ノ事項ヲ詐稱シ又ハ第十條各號ノ一ニ該當スル者其ノ事實ヲ申告セズ其ノ他詐欺ノ所爲ヲ以テ旅券ノ下附ヲ受ケタル者及ビ之ヲ幫助シタル者

一 他人ノ氏名ヲ記載シタル旅券ヲ使用シ又ハ之ヲ使用セシメ其ノ他不正ノ目的ヲ以テ旅券ヲ授受シタル者及ビ之ヲ幫助シタル者

ル者

一本令ニ依リ旅券ヲ返納スベキ場合ニ於テ之ヲ返納セズシテ使用シ又ハ事實ヲ偽リテ旅券紛失ノ旨ヲ届出デタル者

### 附 則

第二十條 舊規則ニ依リ旅券ノ下附ヲ受ケタルモノニ對スル第十條ノ期間ハ該旅券面ノ日ヨリ之ヲ起算ス

第二十一條 本令ハ明治四十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス、明治三十三年六月外務省令第二號外國旅券規則ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

### 三 移民保護法

(明治二十九年法律七十號を以て發布せられ同三十四年  
第二十三號三十五年第四號四十年第三十三號にて改正)

### 第一章

第一條 本法ニ於テ移民ト稱スルハ勞働ニ従事スルノ目的ヲ以テ  
清國以外ノ外國ニ渡航スル者及ビ其家族ニシテ之ト同行シ又ハ  
其所在地ニ渡航スル者ヲ謂フ  
前項勞働ノ種類ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

註、移民保護法第一條ノ勞働ハ農業、漁業露領沿海州及ビ薩  
哈噠島沿岸ニ於テ行フ漁業ヲ除ク鑛業、工業、土木、運搬、  
建築、炊事、洗濯、裁縫、理髮、給仕及ビ看病ニ關スル勞  
働トス(移民保護法施行細則第一條)

第二條 移民ハ行政廳ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ外國ニ渡航スル  
コトヲ得ズ

渡航ノ許可ハ其許可ノ日ヨリ六箇月以内ニ出發セザルトキハ效  
力ヲ失フモノトス

註、移民渡航ノ許可ヲ受ケントスルトキハ渡航地、渡航ノ目  
的及ビ渡航年限ヲ詳記シ本籍地又ハ寄留地ノ地方長官ニ出  
願スベシ但シ寄留地ノ地方長官ニ出願スル場合ニ於テハ三  
箇月以上其他ニ往居シタル事實ヲ證明スベキ書類ヲ添附ス  
ルコトヲ要ス

前項ノ出願書ニハ移民取扱人ニ依ル者ニ在リテハ移民取扱  
人之ヲ連署シ移民保護法第三號ニ依リ保證人ヲ要スル地ニ

渡航スル者ニ在リテハ之ニ連署スベシ但シ契約移民ニ在リテハ出願ノ際移民保護法第十三條第一項ノ契約書寫ヲ添付スベシ(移民保護法施行細則第二條)

第三條 行政廳ハ渡航スベキ地ノ情況ニ由リ移民取扱人ニ依ラザル移民ヲシテ適當ト認ムル二人以上ノ保證人ヲ定メシムルコトヲ得

保證人ハ移民ノ疾病其他困難ノ場合ニ於テ之ヲ救助シ若クハ歸國セシムベシ又行政廳ニ於テ移民ヲ救助シ若クハ歸國セシメタルトキハ其費用ヲ辨償スベシ

註一、移民保護法第三條ニ依リ移民ヲシテ保證人ヲ定メシムベキ地(明治四十年外務省告示第十四號)

一、比律賓群島 一、濠洲及ビ太平洋諸島

一、暹羅國 一、墨西哥國 一、伯刺西爾國

一、智利國 一、秘露國 一、亞爾然丁國

一、亞弗利加洲

註二、移民保護法第三條ノ保護人ハ本籍地又ハ寄留地ノ地方長官ニ於テ適當ト認ムル者ニ限ル(移民保護法施行細則第四條)

第四條 行政廳ハ移民保護ノ爲メ若クハ公安保持ノ爲メ又ハ外交上必要ト認ムルトキハ移民ノ渡航ヲ差止メ又ハ其ノ許可ヲ取消スコトヲ得

渡航差中ノ日數ハ第二條第二項ノ期間ニ算入セズ

## 第二章 移民取扱人

一一二

第五條 本法ニ於テ移民取扱人ト稱スルハ何等ノ名義ヲ以テスルニ拘ラズ移民ヲ募集シ又ハ其渡航ヲ周旋スルヲ以テ營業トナス者ヲ云フ

移民取扱人ハ行政廳ノ許可ヲ得テ移民ト直接ノ關係ヲ有スル業務ヲ營ムコトヲ得

第六條 移民取扱人タラムト欲スル者ハ行政廳ノ許可ヲ受クベシ移民取扱人ノ許可ハ其許可ノ日ヨリ六箇月以内ニ營業ヲ開始セザルトキハ效力ヲ失フモノトス

第七條ノ一 帝國臣民又ハ帝國臣民ノミヲ社員若クハ株主トスル

商業會社ニシテ帝國ニ於テ主タル營業所ヲ有スル者ニ非ザレバ移民取扱人タルコトヲ得ズ

前項ノ外移民取扱人ニ要スル資格ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條ノ二 移民取扱人ハ渡航ノ周旋ヲナシタル移民ニ對シ渡航ノ日ヨリ滿十箇年間第三條第二項ニ規定シタル保證人ノ義務ヲ負フ

第八條 行政廳ハ移民取扱人ノ行爲法律命令ニ違反シタルトキ若クハ公安ヲ害スルモノト認ムルトキ又ハ移民取扱人保證金ノ納附ヲ遲滯シタルトキハ其ノ營業ヲ停止シ又ハ營業ノ許可ヲ取消スコトヲ得

第九條 移民取扱人ハ營業ヲ停止セラレ又ハ休業シタルキト雖既

一一三



ニ渡航セシメタル移民ニ對シ契約ノ履行ヲ中止スルコトヲ得ズ  
第十條 移民取扱人代理人ヲ定メ其ノ行務ヲ行ハシムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ行政廳ノ許可ヲ受クベシ

第十一條 移民取扱人ハ業務擔當社員若クハ取締役又ハ代理人ヲ在留セシメザル地ニ移民ヲ渡航セシムルコトヲ得ズ

第十二條 移民取扱人ハ移民トシテ渡航スル者ニ非ザレバ其周旋又ハ募集ヲナスコトヲ得ズ

第十三條 移民取扱人ハ契約勞働ニ依リ渡航スル移民ノ渡航ノ周旋又ハ募集ヲ爲ストキハ移民ト書面契約ヲ爲シ行政廳ノ認可ヲ受クベシ

前項契約ニ必要ナル條件ハ命令ノ定ムル所ニ依ル

第十四條 移民取扱人ハ手数料ノ外何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ移民ヨリ金錢又ハ物品ヲ受クルコトヲ得ズ但シ其ノ手数料ハ豫メ行政廳ノ認可ヲ受クベシ

第十五條ノ一 移民取扱人移民ヲ募集スルトキハ出發セシムベキ期日ヲ豫定シテ之ヲ示スベシ移民取扱人正當ノ理由ナクシテ豫定ノ期日内ニ移民ヲ出發セシメザルトキハ其ノ出發延期ノ爲メニ生ズル移民ノ費用ヲ負擔スベシ

第十五條ノ二 行政廳ハ必要ト認ムルトキハ移民取扱人ニ同業組合ノ設立ヲ命ズルコトヲ得

同業組合人ハ法人トス  
同業 合ニ スル規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

### 第三章 保證金

第十六條 移民取扱人ハ行政廳ニ保證金ヲ納附シタル後ニ非ザレバ其營業ヲ開始スルコトヲ得ズ

保證金額ハ一萬圓以上トシテ行政廳之ヲ定ム

第十七條 行政廳ハ必要ヲ認ムルトキハ保證金額ヲ増減スルコトヲ得但シ前條ノ金額以下ニ下スコトヲ得ズ

第十八條 行政廳ニ於テ移民取扱人移民ニ對シ契約ヲ履行セズ又ハ第七條ノニヲ規定シタル保證人ノ義務ヲ履行セズト認メタルトキハ保證金ヨリ其ノ費用ヲ支出シテ移民ヲ救助シ又ハ歸國セシムルコトヲ得

第十九條 移民取扱人死亡、解散、營業認可ノ取消又ハ其他ノ理

由ニ依リ營業ヲ廢止スルモ保證金ハ行政廳ニ於テ領置ノ必要アリト認ムル間ハ其ノ全部又ハ一部ヲ還附セザルコトヲ得

第二十條ノ一 移民取扱人營業中及ビ前條行政廳ニ於テ保證領置ノ必要アリト認ムル間ハ移民又ハ其相續人ガ本法ニ從ヒタル契約ニ基キ權利ヲ執行スル場合ノ外何人ト雖保證人ニ對シテ債權取立ヲ爲スコトヲ得ズ

### 第四章 移民通運船

第二十條ノ二 本法ニ於テ移民運送船ト稱スルハ命令ヲ以テ定ムル地方ニ渡航スル五十人以上ノ移民ヲ搭載スル船舶ヲ云フ

註、移民保護法第二十條ノ二ニ依リ命令ヲ以テ定メシムベキ地(明治四十年外務省告示第十五號ヲ以テ發布シ同上第十九號及ビ明治四十四年二月外務省告示第二號ヲ以テ改正)

一、米領布哇

一、墨西哥國

一、伯刺西爾國

一、智利國

一、秘露國

一、亞爾然丁國

一、英領加奈陀

一、比律賓群島

一、大洋洲諸島

第二十條ノ三 移民運送船ニ依ル移民ノ運送ハ行政廳ノ許可ヲ受クルニ非ザレバコレヲ爲スコトヲ得ズ

前項ノ許可ヲ受ケタル者ハ行政廳ノ定ムル所ニ依リ保證金ヲ納附スベシ

第二十條ノ四 行政廳ハ前條ノ許可ヲ受ケタル者ノ行爲ニシテ法

令若クハ許可ノ條件ニ違反シタルトキ又ハ移民ノ利益ヲ害スルモノト認ムルトキハ其許可ヲ取消スコトヲ得

第二十條ノ五 移民運送船ニヨリ移民ノ運送ヲ爲サムトスル者ハ其ノ運送費ニ關シ豫メ行政廳ノ認可ヲ受クベシ

第二十條ノ六 行政廳ハ移民運送船ノ發着港ヲ指定スルコトヲ得

第二十條ノ七 行政廳ハ移民運送船ノ船長ヲシテ運送移民ニ關スル諸般ノ報告ヲ爲サシムルコトヲ得

### 第五章 雜則

第二十條ノ八 金錢貸付ヲ業トスル者ニシテ移民ニ對シ渡航費其ノ他渡船ノ準備ニ必要ナル金錢ヲ貸與スルトキハ其條件ニ付キ

豫メ行政廳ノ認可ヲ受クベシ

第二十條ノ九 移民出發港ニ於テ移民宿泊業ヲ營マムトスル者ハ行政廳ノ許可ヲ受クベシ

前項ノ許可ヲ受ケタル者ハ移民宿泊所ノ設備、移民ノ給養竝ニ宿泊料其他移民ノ負擔ト爲ルベキ事項ニ付キ豫メ行政廳ノ認可ヲ受クベシ

第二十條ノ十 移民取扱人ニ非ズシテ移民乗船ニ關スル周旋ヲ爲サムトセル者ハ行政廳ノ許可ヲ受クベシ

前項ノ許可ヲ受ケタル者ハ移民乗船ニ關スル周旋ノ方法及ビ移民ノ負擔トナルベキ事項ニ付キ豫メ行政廳ノ認可ヲ受クベシ

第二十條ノ十一 行政廳ハ前二條ノ許可ヲ受ケタル者ノ行爲ニシ

テ法令ニ違反シタルトキ又ハ移民ノ利益ヲ害スルモノト認ムルトキハ其營業ヲ停止シ又ハ營業ノ許可ヲ取消スコトヲ得

### 第六章 罰 則

第二十一條 渡航ノ許可ヲ受ケズ又ハ渡航地ヲ詐リテ其許可ヲ受ケ又ハ渡航差止命令ニ違反シテ渡航シタル移民ハ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十二條 法律命令ニ違反シタル移民ノ渡航ヲ周旋シ又ハ渡航差止中ニ移民ヲ渡航セシメタル移民取扱人及ビ代理人ハ五十圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十三條 行政廳ノ許可ヲ受ケズシテ移民取扱人ノ行爲ヲナシ

タル者又ハ營業停止中ニ移民ヲ募集シ又ハ其渡航ノ周旋ヲ爲シタル移民取扱人及ビ代理人ハ二百圓以上千圓以下ノ罰金ニ處ス行政廳ノ許可ヲ受ケズシテ第五條第二項ノ營業ヲ爲シタル移民取扱人亦前項ニ同ジ

第二十四條 移民取扱人行政廳ノ許可ヲ受ケザル代理人ヲシテ其行爲ヲ爲サシメタルトキハ二十圓以上二百圓以下ノ罰金ニ處ス其行爲ヲ爲シタル代理人亦同ジ

第二十五條 第十一條、第十二條、第十三條、第十四條及ビ第十六條第一項ニ違反シタル移民取扱人及ビ代理人ハ五十圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十六條ノ一 誘惑ノ手段ヲ以テ移民ヲ募集シ若クハ渡航ノ周

旋ヲ爲シタル移民取扱人及ビ代理人ハ一月以上一年以下ノ重禁錮ニ處ス

第二十六條ノ二 第二十條ノ三ニ違反シタル者ハ五百圓代上一萬圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十六條ノ三 第二十條ノ五ニ違反シタル者ハ二百圓以上三千圓以下ノ罰金ニ處ス行政廳ガ移民運送ノ發着港ヲ指定シタル場合ニ於テ其指定ニ違反シタル者亦同ジ

第二十六條ノ四 第二十條ノ七ニ依リ行政廳ノ命ジタル報告ヲ爲サザル者ハ五十圓以上三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十六條ノ五 第二十條ノ八、第二十條ノ九及ビ第二十條ノ十ニ違反タル者ハ百圓以上千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十七條 本法ノ罰則ハ商事會社ニ在リテハ其各條ニ掲グル行爲ヲ爲シタル業務擔當社員若クハ取締役ニ之ヲ適用ス

### 第七章 附則

第二十八條 本法施行以前ヨリ當該官廳ノ許可ヲ受ケ營業スル移民取扱人ハ本法施行ノ際別ニ許可ヲ受クルヲ要セズ本法ノ規程ニ依リ其營業ヲ繼續スルコトヲ得但シ其營業ヲ繼續セザルトキト雖其既ニ納附シタル保證金ニ對シテハ仍本法ノ規定ヲ適用ス

第二十九條 本法ハ帝國ト締結シタル特別ノ條約ニ基キ渡航スル移民及ビ其取扱人ニ適用セズ

第三十條 本法施行ノ爲メニ必要ナル細則ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十一條 本法ハ明治二十九年六月一日ヨリ施行ス

明治二十七年勅令第四十二號移民保護規則ハ本法施行ノ日ヨリ廢止ス

### 四 外國在留帝國臣民登録規則

(明治四十二年五月七日外務省令第五號)

第一條 外國ニ在留スル帝國臣民ハ其在留地到着後七日以内ニ左ノ事項ヲ所轄在外公館ニ届出ヅルコトヲ要ス

- 一、氏名及ビ生年月日
- 但シ氏名ニ付テハ其ノ讀方ヲ明示スベシ
- 二、本籍族稱及ビ職業
- 三、在留地

但シ本人ニ對スル郵便物ノ配達セラルベキ宛名ヲ明示スベシ  
 四、在留地到着ノ年月日

第二條 本令ノ規定ニ依リ届出デタル事項中ニ異動ヲ生ジタルト  
 キハ届出義務者ハ其異動後七日以内ニ之ヲ所轄在外公館ニ届出  
 ズルコトヲ要ス

第三條 本令ノ規定ニ依リ届出ヲナシタル者所轄在外公館ノ管轄  
 區域外ニ轉住シ又ハ歸國スルトキハ其出發前之ヲ該在外公館ニ  
 届出ズルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テ滿一年以内ニ再ビ前在留地ニ歸着スルトキハ  
 先ニ本令ノ規定ニ依リ同地所轄在外公館ニ届出デタル事項ニ異  
 動ナキ限リ届出ヲ省略スルコトヲ得ベシ其歸着ノ事實ハ七日以

内ニ之ヲ該在外公館ニ届出ズルコトヲ要ス

届出人他ノ在外公館ノ轄内ニ轉住スルトキハ第一條ノ規定ニ依  
 リ該在外公館ニ届出ヲナスコトヲ要ス

第四條 妻又ハ未成年者ノ子ニシテ夫又ハ親ト同居スルトキハ夫  
 又ハ親ヨリ前數條ノ規定ニ依ル届出ヲ爲スコトヲ要ス

第五條 在外公館ニ於テ本令規定ノ届出ヲ受理シタルトキハ在留  
 帝國臣民登録簿ニ其届出事項ヲ登録ス在外公館長ハ之ヲ登録ス  
 ルニ付キ證明ノ爲メ必要ト認ムルトキハ届出人ヲシテ旅券戶籍  
 謄本又ハ其他ノ文書ヲ提出セシメ且一名又ハ數名ノ證人ヲ立テ  
 シムルコトヲ得

在外公館長ハ其適當ト認ムル帝國臣民ノ團體ヲシテ前項ノ證人

タラシムルコトヲ得

一二八

第六條 前條ノ登録ニ付テハ手数料ヲ徴收セズ但シ在外公館長ハ本令規定ノ届出期間經過ノ後届出ヲ爲シタル者ニ對シテ登録手数料ヲ徴收スルコトヲ得

第七條 在外公館長ハ本令規定ノ届出ヲ怠リタル者ニ對シ在留證明其他一切ノ證明ヲ拒否スルコトヲ得虚偽ノ届出ヲ爲シタル者及ビ之ガ證人タル者ニ對シテ亦同ジ

第八條 在外公館長ハ利害關係人ノ申請ニ依リ手数料ヲ徴收シテ在留帝國臣民登録簿ノ謄本ヲ附與スルコトヲ得

第九條 本令ハ條約又ハ慣例ニ因リ領事裁判權ヲ行フコトヲ得ル領事官ノ駐在スル地方ニ適用セズ

第十條 本令ニ於テ在外公館ト稱スルハ帝國總領事館又ハ領事館ヲ謂ヒ帝國總領事館又ハ領事館ノ管轄區域ニ屬セザル地方ニ於テハ帝國大使館又ハ公使館ヲ謂フ

### 規則

第十一條 本令ハ明治四十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス本令施行前外國ニ在留スル帝國臣民ハ明治四十三年九月三十日迄ニ本令ノ規定ニ準シ届出ヲ爲スコトヲ要ス

### 第二 渡航の準備

海外に於て立身せんとする者の唯一の資本は、健康なる身體と堅實なる意思である、この他に學問とか資金とかの有無は深く心配



するに及ばない、場合によりては學問や金のあるが爲に、反て其成功を妨ぐるやうなこともある、身體さへ頑丈で意思も強固ならば、人間至る所青山ありで、必新らしき運命を開くことが、出来るのである、由て渡航者は先づ精神上の準備が肝要である、次には身體の健康と服装及携帶品である  
 移民の乗船に先だち、移民會社は醫師をして渡航者の健康診断及體格検査を行はしむ、其検査に合格したる者は始めて乗船を許さる、然るに一時に多數の人を検査することは出来ないから、出帆者四五日迄に其検査を終了する事となる、そこで、合格した移民等は喜びのあまり熱狂に近き舉動をなし、自己をも忘れてしまふが常であつて、僅か計りの所持金を遊興に消費してしまふ、其結

果彼恐るべき微毒の感染を受けて、渡航の途に着く者が少くない體格及健康診断は無事に済み、人々の萬歳歡呼に送られて目出度目的地指して出發すと雖數日を出でずして、彼の恐るべき微毒の次第に發生して彼地に着する時雇主の指定に基く健康診断に不合格を宣せられ、往航其まゝの、便船にて直ちに送り還さるゝの不幸を見る例、每便少からず、移住せんとする人は此點に格別注意あらんこと希望に堪へぬ次第である、尙他の注意は渡航者の被服及携帶品である、服装は成るべく質素な物が好いので、着物ならば木綿類、洋服ならばカーキ色の安價なるものがよい、帽子も靴も其通りで、決して高價な贅澤品は要らぬ、何となれば上陸地は物價が安くして何んな物でも自由に得られる、從來の渡航者を見

るに地方によりては新調の洋服を着して紳士然として来る人が多  
 いが、これらは甚無益な沙汰であると思ふ、携帯品も過量になら  
 ぬやう、なるべく手輕に極々必要品計となすがよい、シャツ股引  
 の類も洗濯さへしてあれば、成るべく古き物がよい、何となれば  
 新らしき物は上陸地稅關で加稅さるゝのみならず、通關手つゞき  
 に多くの時日を要する等の不便があるからである  
 米國移民の渡航禁止以來「ブラシル」「ニューカレドニア」及大洋島等へ  
 渡航する都度、渡航者の集合する地點は、横濱長崎神戸の三港で、  
 就中神戸港が最多いのである、此地に一週間計滞在する間に、彼  
 等の消費する金は實に莫大の額に達するので、假りに渡航者總數  
 一千名として購賣品と遊興品に消費するものを合算せば實に二萬

圓を降らないほどで、實に嘆はしい事である、渡航者は此等の點  
 に注意して慎重の態度をもつて出發せねばならぬ  
 渡航費としては船賃百二十圓と外に三十圓も雜費があれば澤山で  
 ある

### 第七章 企業

本島の人口は約五萬五千人と稱せらるるも實際其開發の事業に従  
 事せる者は歐洲人の一萬五六千人位なれば、諸種の事業は未だ初  
 期の時代たるを免れず、依つて日本人の爲すべき事業は、貿易  
 を始とし漁業、鑛業、農業、牧畜、林業、其他限りなし、就中農  
 業の如きは日本人を待つて始めて發展すへき運命を有して居るを

以て、將來永住的に本島に移住せんとする同胞人の參考に供せんが爲め、左の條項を擧ぐ

第一 見積書

(獨身者たる歐洲人が資本金五千フラ) (獨身者たる歐洲人が資本金五千フラ)

第壹年度

經費

- 第一建築及附屬建物經費 五〇〇
- 勞働者二人雇入獎勵金 八〇〇
- 右給料(男子一ヶ月十五フラン宛) 三六〇
- 右賄料(男子一ヶ月十五フラン宛) 三六〇
- 種子並工具購入費 一〇〇

殖民生計費

寢臺、食臺、椅子其他購入費

一二〇〇

二五〇

總經費

三三〇

收入

玉蜀黍五ヘクタールの收獲(珈琲と全時栽培)

一〇〇〇

對收入、經費超過額

二五七〇

第一年度末金庫納金額

二四三〇

第二年度

經費

改良並擴張建築費

二五〇

勢働者二人新雇入獎勵金

八〇〇

勞働者四人分給料	七二〇
全 賄料	七二〇
工具脩理費	一〇〇
殖民生計費	一二〇〇
總經費	三三八九〇
收入	
金庫在高	二四三〇
玉蜀黍五ヘクタール收獲(或ハ豌豆)	一〇〇〇
烟草二ヘクタール收獲	一五〇〇
鳥類、野菜、玉子賣上高	四〇〇
總收入	五三三〇

總經費

第二年度未金庫納額

三八九〇  
一四四〇

第三年度  
經費

改良、擴張、新築經費	二五〇
勞働者二人新雇入獎勵金	八〇〇
勞働者六人分給料	一〇八〇
全 賄料	一〇八〇
工具脩理費	一〇〇
家具脩理費	五〇
殖民生計費	一二〇〇

總經費

一三八

收入

4560

金庫在高

1440

豌豆、烟草、玉蜀黍收穫

3000

副產物賣上高

600

總收入

5040

總經費

4560

第三年度未金庫納額

480

第四年度

經費

第一雇入勞働者二人歸國費

100

勞働者二人新雇入獎勵金

800

勞働者六人分給料

1080

全 給料

1080

諸雜費(變動的)

200

殖民生計費(漸減)

1000

總經費

4260

收入

金庫在高

480

椰子樹農園間作玉蜀黍、烟草、豌豆收穫

3000

雜產物收穫

1000

コーヒー一萬株收穫(未だ一株に付僅に一五〇グラムの收穫)

一三九

を見るのみ、故に其總量壹頓半にして一キロニフランの割合とし諸入費を差引きたるものなり

總收入

三〇〇〇

總經費

七四八〇

第四年度未金庫納額

四二六〇

三二二〇

第五年度

經費

雇人二人歸國費

一〇〇

新雇入二人分獎勵金

八〇〇

労働者六人分給料

二一六〇

珈琲乾燥室建築費

六〇〇

住家建築費(永劫の住所の初費)

一〇〇〇

殖民生計費

六〇〇

諸改良、脩繕費

二五〇

牝牛購入費

六〇〇

牛車購入費

三〇〇

總經費

六四一〇

収入

金庫在高

三二二〇

椰子樹、農園間作、玉蜀黍、烟草、豌豆收穫

三〇〇〇

雜產物賣上高

一〇〇〇

珈琲一萬株の收穫(一株三百グラム宛)

六〇〇〇

全 五千株の收穫(一株百五十グラム宛)

一四二

一五〇〇

總收入

一四七二〇

總經費

六四一〇

第五年度未金庫納額

八三一〇

上記見積書に據るときは、六年目の始めには最初放下したる資本金五千法を回収して、尙ほ三千法餘の剩餘金を生ず、然れども此期に至れば珈琲樹壹萬株は完全に結實するにより、普通労働者十名を使役するを要するから、其剩餘金は労働者の雇入に當用せねばならぬが、六年目の支出は前年と大差なきも其収入は毎年増加する、又七八年目に至れば椰子樹は既に結實するにより上記豫算外の収入を得るに至る、此の如き安全の方法によりて秩序的に經

營の歩を進めたる上、始めて他の企業を劃策する餘裕を生ずるのである  
斯の如く本島に於ける農業經營は有利なるに拘らず、其發達の遅々たるは何故なるや、島政廳の保護獎勵により建設せられたる村落が次第に凋落して纔に昔日の面影を遺すのみなり、加ふるに「ヌマヤ」市附近の田園は次第に荒廢して雜草の繁茂に任せてあるは即ち其原因である是れ殖民者は本島の如き未開地に移住して辛酸を嘗めるよりは濠洲及米國の如き生活上便利にして而も比較的多額の收入を得へき地を擇ぶは素より當然である、殊に佛人は故郷を離れ他國に移住の出來ない人種であるによつて本島に渡來する農業殖民者の跡を絶えたのである

一四三

今假りに本邦農民が此地に移住するとすれば元より耐力に富み極めて勤勉なる人種である上に生活費の如きは半減するを得るにつき北米合衆國に於ける如き成功は疑ない

今本邦人が契約移民となり、本島に渡航すれば、一ヶ月百拾五法の賃金は得らるゝので其内より生計費拾三法、小使錢五法、被服費五法、其他雜費拾法、合計三十三法を引去れば毎月八十二法の貯金は出来る勘定である、依つて一ヶ年九百八十四法を貯蓄して六ヶ年目には約三千法の資本金は出来るにつき之を以て立派に農業經營は出来るのである

## 第二 椰子

現時世人に知られて居る南洋の梭欄科植物は、其種類實に四百を下らざるも、椰子の如く廣く知られ、且つ重要視せられて居るものはない。椰子は其性强健にして到る處に繁茂し、其の栽培に手数がかゝらず、勞力に比し比較的に多大の收益が得らるゝし又其の用途甚はだ廣くして、一葉一莖の微に至る迄悉く利用せらるるから、本品の富源を開拓せんと欲するものゝ最も留意すべきものである。

一 椰子の用途 試に椰子の用途を別記すれば左の如くである。其の葉は屋根葺用の「アタツブ」となり、其の幹は建築材たるの外、家具材と重寶せられ、其の果實の外皮はコイルと稱する織緯を含み、性健靱にして水分を吸収することが少ないから馬厄刺麻に亞



ぐの製網料として使用せられ、又弾力強きが故に椅子、寢床の填充料としても、刷毛、コットの材料としても盛んに使用せられて居る。其の果實の皮殻は恰も骨や角の様に堅く、之れを磨けば美しき光澤を發するので、匙、水桶、煙草入、菓子器等となすことが出来る、其の果實の仁は著しく滋養分及び油分に富んで居るから、油を搾り、或は粉末となして乾燥し、食用、或は石鹼、製菓等の原料となすことが出来る、又其の花梗よりはトゲを採取し、之を醸造してアラ酒若しくは食醋となし、煮詰めて砂糖の代用品となすことが出来る。尙ほ其の果實の液汁は藥品となり、驅虫、解熱、利尿等の効能がある。

## 二、土地の撰定

椰子栽培の土地撰定は地質及び位地の二方面

よりせねばならぬ。今日までの所にては尙ほ如何なる土壤が最も椰子栽培に適して居ると云ふ定説はないが、要するに單に植物の生育によき土地を標準として撰定すればよいとは云へないのである。第一に結實の數多き土地、第二に品質善良のものを産する土地でなければならぬ。即ち孔性にして石灰質及び加里分に富み、表面上の深さ少なくとも三呎以上の土地が最良であるらしい。其の位地に就ては、大規模に經營する場合には搾油を自から行うことが出来るから、寧ろ交通の便不便よりは、地質の良否、開墾の難易に重きを置きて考へねばならない。若し又小規模經營の場合には、都市若しくは鑛山等に近くして果實を生果のまゝ販賣することが出来る所であるか否かに、最も重きを置きて考へねばならぬ

のである。

三、苗木の仕立方 凡て植物の栽培には主として種子の選擇に注意せなければならぬが、椰子栽培に就ては、殊に嚴重にしなければならぬ、選種の要件としては、第一に同一種類のみを撰み他種を混ぜぬこと、第二に母樹の發育健全にして結實豊富で、而かも果實の成熟期早く、葉柄短かく、果形楕圓形にして中等大に又其の果皮薄くして胚乳濃きものなることを、心得て居らねばならぬ。其の播種法には(1)普通苗床を作りて播種すると、(2)單に日影の地上に並列すると、(3)柵上若しくは樹枝に懸垂するとの三方法あれど、一般に組織的栽培者は苗床を設けて播種して居る。苗床の指へ方は河流に近き平坦地を撰びて、一呎乃至は一呎半の距

離毎に、巾一呎深さ一呎位の溝を掘るのである。而して此の溝の中に一呎の距離に種子を播き、二呎乃至三呎の深さに被土するのである。種子は果梗を上向にして被土すべしと言ふ人もあるが、斯くすると縦軸の方向に發芽し、一見合理的なるが如きも、苗木の運搬上不便であるから、種子は横伏にする方が便利である。さすれば縦軸に直角を爲して發芽し、生育の程もよろしく、又苗の運搬にも至極便利である。苗床に對する注意は、乾燥期にありては灌水を行うか、或は苗床の上四五呎の高さに柵を設け椰子の葉をのせて日影となすとなして、乾燥を防げばよいのである。播種量は特撰にして新鮮のものなれば、所要の苗數に對し、一割乃至二割、製造用のものならば三割位を播種せねばならぬのである。

種子よりの發芽は播種後遅くも五ヶ月目には出揃ふのであるが、八ヶ月位すると青葉四五枚を着生するに至る、移植は此の時期にすべきである。

**四、整地** 苗の植付に先ち土地を六呎乃至は七呎の深さに充分耕轉して、土塊を打ち碎き置かねばならない。若し又山林原野へ移植しようとする場合には、先づ伐木を行ひて開墾し、地下水の停滞は椰子の生育を害し、收穫を減少するから傾斜地以外は、排水の設備をせねばならない。

**五、植付** は成るべく雨期の初に行ふ可きであつて、普通三十呎立方毎に一本、一與町歩に四十八本を植付けるのである。而して其の穴の大きさは三呎立方を適當とする、土を掘り終りてから、少

なくとも三十日以上其儘に放棄し置き、土壤の風化作用を充分ならしめて後、穴の中央に苗を植込み、穴の近傍より表土を播き集めて空の中を充たし、苗床に在りて土に被れ居りし部分迄被土するのである。

**六、手入** 椰子栽培には何等の手入も要しないと説く人もあるが、之れは椰子栽培に深き経験なき素人の言である。椰子は土壤の化學的性質よりも物質的性質の善良なることを好むものであるから、砂土を除く外は屢々中耕を行はなければならぬ。若し椰子の畑に間作をしてない場合には九吋の深さに全圃の中耕を爲し、珈琲煙草等を間作してある場合には三ヶ月目毎に一回づゝ樹木の廻はりを圓く耕助せねばならぬのである。此の圓の大きさは樹齡に應じて

大きくするのであつて、一年生は四呎の圓、二年生は八呎、以後一年毎に一呎を増して十六呎に至り、之れを止まりとするのである。

### 七、肥料

椰子も他作物と同じく、土中滋養分の多寡に依つて其の收穫の増減を來すものだから、肥料を施すことが大切である。肥料の種類は雜多で、何れが最も必要であるや斷言は出來ないが、地質及び其の地方に於ける肥料の價格に依り施肥の方法は斟酌すべきものである。椰子の肥料として最も多く用ゐられて居るものは、磷酸石灰、鹽化加里であつて、窒素肥料としては厩肥、油粕等である。肥料を施すには樹根より一呎乃至八呎の所に圓を畫きて、深さ一呎位の小溝を掘り、之に肥料を埋めるのであつて、施

肥の回数、土質によりて異なるのである、粘土質ならば多量の肥料を一回に施してよい、砂土質、若しくは礫土質ならば二回以上に分ちて施肥するとよい。

### 八、收穫

椰子類の成熟は開花後一ケ年を要するも、大概一ケ年に一回開花するから、毎年連續して成熟したる果實を見ることが出来る。充分成熟してから之を收穫しないと損だ。若し未熟な果實を取ると乾燥仁となしても、品質劣悪なるのみならず、胚乳の最も少ない。椰子の收益は地質、種類、栽培の如何によつて著しき差異あるも、別に栽培に注意をしなくても、多少の收穫が得られる。本島の土人の如きは穴を掘りてソレに椰子の實を埋める丈けで、後は何んにも構はぬが五六年も立つと立派に結實するに至

ることである。

九、間作 栽培地の土壤肥沃にして適當の海拔高度(十呎以上)を有する場合には、珈琲の間作を行ふがよい。珈琲は植付後三年目から收穫することが出来るから、幾分づゝ經費の補ひとなる。珈琲は七呎距離に植付けるのであつて、一英町歩より平均三擔、乃至七擔の收穫がある(一擔は百ポンドに當る)

十、收支計算 椰子栽培に就ての收支計算表を作ることは、頗ぶる困難である、何せ困難であるかと云ふに、勞銀、土地の租借料、地租の高下、運搬の便宜如何によりて、所によりて非常なる相違を生ずるからである。且つ本品の椰子栽培は尙ほ甚だ幼稚で未だ專業的に經營せるものなき程だから、馬來半島に於ける英人

プルファイルト氏の、椰子栽培八年間の收支計算表を借り來りて、茲に掲げ、椰子の栽培にはドレ位の費用がかゝりて、ドレ位の收入があるものなるかの、大略を示すことにしよう。プルファイルト氏は、チエーカーの土地に椰子を栽培した費用の概算は、左の如くであると云ふて居る。

初年度

四四、〇〇〇冊

租借、測量、地租、開墾、植付、除草、監督事務員費、其他建物、器具、醫藥等一切の費用合算

二年度

一五、〇〇〇冊

本年度以下、除草費大に輕減、醫藥、手當、諸給料等は元の通りである。

三年度	一二、〇〇〇 弗
四年度	一〇、〇〇〇
五年度	一四、〇〇〇
六年度	一三、〇〇〇

本年度より地租増加するも、同時に收穫あり始めて約六百弗の収入あり、以上は其の收支を差引この計算を示したものである。

七年度	一三、〇〇〇 弗
八年度	一四、〇〇〇
合計	一三五、三〇〇

次に氏は、椰子の收穫量は、栽培地の地質、木の種類、及び栽培

の巧拙に依て著しき差違を生ずるも、普通第七年目より毎月一顆を生じ、十二ヶ月で成熟するのだから、收穫の絶間がなく、十年生の椰子林に於ては、一樹平均百顆を得ること稀でない。栽培後五年乃至は六年頃よりしては、一樹平均十顆を生じ來り、十年に至りては最も消極的に計算しても五十顆を得るは極めて容易である。而して其後は年と共に結實數益々多くなり、最盛期には一樹能く百五十顆を得るのである。其の樹命は七八十年である。假に一樹一ケ年の結實數を最も安全に見積りて四十五顆なりとするもチエーカーの土地よりはも

總立樹數 七萬本

二十二呎距離にして、一エーカー七十本の割にて栽培する

とせば

其の椰子實數 三百十五萬顆

一本平均 四十五顆として

其の價格 六萬九千弗

外にコブラ産出高六百六噸各地其の産出高に幾分の産異がある、

一噸二百弗として、此の價十二萬一千二百弗だと云ふて居る。

尙右の外に多くの副産物あることを忘れてはならぬ。椰子の水分

より酢及びアルコール類を製するは最近の發明に屬し、未だ其の

計算明細ならざるも、單に其の織緯(一噸百弗)と七百噸の並等の織

緯(一噸に付三十弗)とを出し、其の製造費を控除して約二萬弗の純

益がある。故に水分及び他の副産物を控除し、コブラと外緯皮よ

りの收入のみを計算しても、一千エーカーの椰子林よりは一年に八萬九千弗の純益が得らるゝとのである。

### 第三 珈琲

一、苗木 珈琲苗を得るに樹下に自生せるものを集め、之を苗圃

に移して苗木と爲すものと、果實を播き付けて苗を作るものと

二方法があるが、之を専業とするには、果實より苗木を培養しな

ければならぬ。其の方法は先づ珈琲果より其の殻を去り、灰を混

和せる水にて洗條し、汚物の附着を去りて後、核子の分離せぬ様

に注意し、一月より四月に至る間に於て苗圃に下すものであつて、

種子と種子との間隔は約十五珊米突とし、所要苗數の倍數の種子

を蒔かねばならぬのである。而して絶へず雑草の艾除を始めとして、苗木の凝結を防ぐ種々の手入れを爲し、尙ほ苗木が四分の三呎の高さに達したる頃を期として、苗木の整理を爲さねばならぬのである。

**二、移植** 雨期の始めに當りて樹根を損傷せぬ様、特に注意して、苗木を移植するのである。移植後は樹幹を損傷する有害なる野草の除去に努め、平地及び緩き傾斜地にあつては移植後四年間は雨期の前後に於て一回づゝ、其の苗木の周圍にある土壤を柔げ、四年以後は一年又は二年目に一回づゝこれを爲して樹根の生長を助けねばならぬが急傾斜地にありては沃土の流下を防ぐ爲めに其の土壤を柔げるの度敷を減少せねばならぬのである。

**三、樹齡** 珈琲樹は能く四十年乃至六十年の樹齡を保ち、高さ十五呎乃至三十呎に達するものである。されども樹幹の高きに失するときは、果實の採集に梯子を用ひ或は其の枝を曲げねばならぬので、自然樹幹を損傷するの恐れがある。

**四、摘果** 珈琲は苗木の移植後二年にして結實成熟し、採取に適するに至るのであるが、其の採取法は普通之を三回に分ち、第一回の收穫は分量少なく、第二回最も多く、第三回は殘餘の熟果を摘採するに止まるから、分量亦た甚だ少ない。樹齡五六年の頃より果實の産額多きを加へ、爾後十年間即ち樹齡十五六年に達するまでが實收の最も多い時代である。充分に盛熟したる珈實は外皮黒色を呈し軽く手にて枝を打てば悉く地上に落下するから、蓆を



敷きて之を受け集め、或は箒にて掃き集めるのである。而して未熟にして青色、若しくは櫻坊に似たる色の者を探らんとするには枝を逆に扱ぎて桑の葉を摘むが如くにせねばならぬのである。

**五、加工** 採集せる果實は之を圓筒に入れて摩擦し、其の外皮を剝落せしめ、水中に入れて充分其の附着物を洗條したる後、更に人工に依りて乾燥せしめ、其の乾燥せる果實に核子を粉碎せざる程度の摩擦を加へ、次に塵埃を去り、篩に掛けて其の大小を區別し、袋入と爲して市場に出すのである。

**六、病害** 珈琲の病害は主として、黴菌の發生より來るのであつて、之れを防ぐことは仲々容易でない、就中其の害の大なるものは「ヘンルシア」「ヘンルシア」、ウツスト、リツクスにして、此の黴菌

は珈琲樹の葉の裏面に附着する黄色粉狀のものにして、手を以て容易に之を除去することを得べきも、其儘棄て置く時には、先づ葉を萎縮落下せしめ、次て枝及び果實に黒色を帶ぶるに至らしめ、果ては木全體を枯死せしむるに至るのである。此の病菌は其の繁殖力極めて大にして、一旦園に發生せんか、數ヶ月を出でざる間に其の大部分を侵害するに至るのである。これが豫防法は煙草の液汁を枝葉に撒布して、病菌の全滅を計るが、或は風上に防風林を設けて黴菌の侵入を防ぐか、或は又充分の肥料を施し病菌に對する抵抗力を養成するかにあるのである。

**七、收支計算** 珈琲栽培の收支計算の大要を示せば左の如くである。一「ベツター」珈琲園三ヶ年の經營費は

三ヶ年間の栽培費及び維持費

九〇〇法

建物建設費

二五〇

摘取及び加工費

七五

計

一二二五

一ヶ年の平均

三七五

而して一ヘクタールよりの収穫は一ヶ年平均三千封で、此の價格千五百五十五法であるから、差引純益、一ヶ年に七百五十五法である

### 第四 護 謨

護謨園を開くには相當の順序、手續を知らねばならぬから企業家諸君の参考に供せんが爲めに、左に實驗家の所説を簡単に紹

介しよう。

#### 一、土地の選定

護謨園を開くに當り、第一に着手せねばならぬ

こととで、而かも極めて重要な問題は土地の選定である。之が選定に就ては、地質から、土地の乾濕、開墾の難易、水害の有無等までも充分調査考究して後に、決定しなければならぬ。

#### 二、伐木

開墾せんとする地所には成るべく森林地を選むがよい。

是れ其の土地肥沃なるのみならず、護謨の發育に大害を與ふるラン草の發生することが稀れで、除草費を要すること少ないからである。

#### 三、焼拂

伐木は一ヶ月半乃至三ヶ月間放棄し置きて、充分乾燥

せしめたる後、焼拂ふのである、さすれば掃除費を節約すること

が出来来る。餘り早く焼いておかうとすれば十分に焼えない、さればと云ふて遅くなり過ぐると木の葉が落ちてまた燃焼に困難である。而していよゝゝ焼くには少なくとも四日以上晴天の打續きたる後を選ばねばならぬ、若し晴天半月以上も打ち續きたる後に火をつくれれば燃焼が十分で、残木少なくて、大に掃除の勞を省くことが出来る。尙は燃焼は毎日午前十時頃より始めて午後四時頃迄に一と燃焼を終る様にせねばならぬのである

**四、苗木** 護謨栽培には種子を蒔付くのと、苗木を移植するのとの二法あるも、大抵は苗木を移植するのである。苗木を仕立てるには先づ日當りの善き肥沃の地を選び、十分掘り返して尙ほ其の土塊を粉碎して床を造り、之に四五寸の間隔に種子を蒔くので

ある。其の時が若しも雨期の際であれば、其の儘種子を蒔けばよいので、世話はないが、然らざれば種子を床に下すに先つて二三日之を水中に漬けて置くがよい、そうすると發芽の成績が良好である。成熟したる新鮮な種子を蒔くと通例二三日で八割位は發芽する。苗木は普通發芽後四ヶ月すれば移植に差支ない様になるが移植に最も適するのは八ヶ月以内のものである。

**五、植付** 苗木を移植するには、十呎乃至二十呎づゝ隔て、深さ一尺五寸、堅横もソレ位の穴を掘り、十分の降雨あつた後か、若くは雨期に、其の巨根、細根、及び枝葉を適度に切り縮めて爲すのである。十八呎を隔てゝのものが、植付後九年乃至は十年すると、樹と樹との枝葉密接するに至り二十呎を隔てゝのものが十二

年乃至十三年すると、樹と樹との枝葉密接するに至るのである。

六、密植と疎植 百五十本植付けて然かるべき所へ假りに押詰

めて五百本を植付けたとすると、此の場合實際の収益は百五十本

からの方が多い、何せと云ふに、密植の場合に有ては葉々相重な

りて、日光に觸るゝことが少なく、自然收液せられたる後を補充

し、尙ほ乳液を拵へる力かゴム樹に乏しいからである。新嘉坡植

物園長リロドレー氏が、一英町弱の地積に三百二十二本のゴム密

林を作りたるに、其内八十三本は外側にありて自由に日光と空氣

を受け得たるが爲め、盛んに六年間、毎年太さ一、二五吋づゝ成

長したるも、内にある他の二百三十九本は一年に僅か半吋づゝよ

り太くならなんだとのことである。其の時、他の良好適地は、間

隔を取りて栽培せられたるゴム樹は毎年二吋半宛太くなりたりと  
のことである。

七、間作 護謨は植付後五年目にならぬと、汁を取ることが出来

ないのだから、多額の資本を空しく固定させねばならない。併し

二十呎より二十一二呎迄の間隔を置きて植ゑてあるのだから、此

の間に珈琲、鳳梨等の如き長くも二年位で結實するものを間作す

ることが出来る。而して此の間作に最初五百弗を投ずれば年々千

弗宛の収益が得られて、之れで四ヶ年間の除草手入費等は充分で

ある。

八、護謨の樹生長 護謨樹生長の遅速は氣候、地質、手入、植

付の疎密等の如何に依るものなれども、佛人ホール氏が本島東海